

第百二十三回 参議院法務委員会會議録第十号

平成四年五月十九日(火曜日)
午前十時一分開会

委員の異動

五月十九日

辞任

永久八重子君

補欠選任

会田 長栄君

出席者は左のとおり。

委員長 鶴岡 洋君
理事 野村 五男君
林田 悠紀夫君
北村 哲男君
中野 鉄造君

委員

加藤 武徳君
斎藤 十朗君
下稻葉 耕吉君
中西 一郎君
福田 宏一君
山本 富雄君
会田 長栄君
永久八重子君
千葉 景子君
深田 肇君
八百板 正君
橋本 教君
萩野 浩基君
紀平 悌子君

国務大臣

法務大臣 田原 隆君

政府委員

法務大臣 田原 隆君

法務大臣官房審議官

本間 達三君

法務省刑事局長

濱 邦久君

法務省入国管理局長

高橋 雅二君

事務局側

常任委員会専門員

播磨 益夫君

説明員

警察庁警備局外事第一課長

奥村 高壽雄君

法務省入国管理局登録課長

山崎 哲夫君

外務省国際連合局人権難民課長

吉澤 裕君

厚生大臣官房政策課長

小沢 壮六君

厚生省保険局保険課長

紺矢 寛朗君

自治省行政局行政課長

夢沼 朗寿君

本日の会議に付した案件

○外国人登録法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○民事訴訟費用等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(鶴岡洋君) ただいまから法務委員会を開会いたします。

外国人登録法の一部を改正する法律案を議題といたします。

前回に引き続き質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○永久八重子君 きょうは、できるだけ今までの質疑と重複しないように、また政府の対応が明確になっていない事項を中心にお伺いをさせていたきたいと思います。

初めに、四月二十三日の委員会でも外国人登録証明書の最近の偽造、変造件数をお尋ねいたしましたけれども、手元に件数をお持ちでなかったようでございますので、最近の件数等を御報告願えればと思います。

○政府委員(高橋雅二君) 先日は手元に資料がなくて大変失礼いたしました。

最近の外国人登録証明書の偽造件数でございますが、正確に偽造の件数を把握するということは困難なものがございまして、登録証明書を現在のラミネートカード型にいたしました昭和六十三年以降平成四年現在までに偽造を発見した事案として、地方入国管理局から報告があったものとしては二十八件ございまして、ちなみに、年度別に分けますと、昭和六十三年が二件、平成元年が十五件、平成三年が七件、平成四年現在まで四件、計二十八件でございます。

○永久八重子君 偽造、変造は今の御報告をいたしますとそれほど多くないようでございますが、そういう件数が非常に少ないのにもかかわらずラミネートカードからプラスチックカードにするということなのですが、そのプラスチックカード化にかかわる予算というのはどのぐらいになっておりますか。

○政府委員(高橋雅二君) 全体といたしまして、外国人登録制度合理化経費として二十億六千八百万円を本年度の予算において措置しておるところでございます。

その内訳といたしましては、官側写真撮影機器の導入経費として六億六千九百九十七万一千円、新登録証明書カード調製機器の導入経費として六億三千一百二十万円、画像集中管理システムの導入

経費といたしまして一千五百七十九万九千円、署名制度及び家族事項登録の導入に伴う委託費として一億三千三百九十九万円、その他として六億一千八百五十九万七千円、そういう内容でございます。

○永久八重子君 そのうち撮影機については、台数にするとのぐらいいろいになりますか。また、調製機はどのぐらいいろいになりますか。

○説明員(山崎哲夫君) 外国人登録証明書を調製する調製機は、従来と同じく地方入国管理局及び支局に設置する予定でございます。調製機器は十七台設置する予定でございまして、さらに撮影機器は現在のところ地方入国管理局に四十七台設置する計画でございまして。

○永久八重子君 偽造、変造が余りたくさんないの件数がないのに二十億ものお金をかけてラミネートカードからプラスチックカードに変えるというところは、私もこの前のときに申し上げましたけれども、あくまでも証明書が携帯しやすくなるような方法に変えるのが主眼ではなかったのかなというように気がしてならないわけでございしますが、一応この前のときに御報告をいただけたものではありますから、加えて質問させていただきます。

次に参ります。家族事項の登録につきましては前回の委員会で千葉委員から詳細な質疑がありましたけれども、明らかに不足している部分につきましてはお伺いをいたします。

まず、家族事項の登録のための手続はどのようになるのでしょうか。例えば、身分関係の公証書類の提出等が要求されるのか、それとも登録義務者の申請内容が尊重されるのか、それから市区町村の窓口では調査はどの程度要求されるか、あわせてお答えいただきたいと思います。

○政府委員(本間達三君) このたびの改正案におきまして新たに家族事項の登録をしていただくこ

とになります。家族の事項の件につきましては、どのような証明文書を要するのかという御趣旨と思ひます。

原則として本人の申告に基づいて家族事項を登録するということにはいたしますが、登録後におきましてその変更が生じたとして変更登録を申請するという場合におきましては、そのことを証する文書の提出を求めるということにしております。この点は改正法案の外登法九条第二項でございますが、ここに明記したところでございます。

○糸久八重子君 今までの政府答弁によりまして、家族登録導入の理由として本人確認について家族に照会できることを挙げておられるわけですが、家族はこの種の照会に対して応ずる義務はあるのでしょうか。もしあるとしたならば、その根拠はどういうことなのでしょう。

○政府委員(本間達三君) 家族事項登録の趣旨という点につきましては、これまで何回か御答弁申し上げましたとおり、同一人性確認の一つの手だてでございます。それが主な目的でございますので、御家族に照会して回答いただくということとを予定はしておりますが、御家族の方がこれに応ずるかどうかという点につきましては、これはあくまでも任意の照会でございますので、御回答になるかどうかは御本人の自由意思でございます。私もどしましては、この照会に対して気持ちよく御協力いただけるということを期待しているところでございます。

○糸久八重子君 事実行為として協力が期待できるというだけのものならば、写真、署名は本人自身のものだけでも、照会を本人そのものではありませんか。本人確認の有力な手段にはなり得ないのではないかなという気がしますけれども、その辺はどうですか。

○政府委員(本間達三君) まさにそれは御家族の方の証言といえますが、供述、これの信用性にかかわる問題でございますので、御家族の方の数とあるいはその供述されたことの内容の信憑性の

判断というものは当然そこに入ってくるかと思ひます。

ですから、その場合場合にによりましてその御家族の回答というのが同一人性の確認のためにどの程度有効であるかというところは、まさにその御協力いただく方のその程度といえます。この辺によつてかなり差が出てくると思ひますけれども、一般的には自分の御家族のことあるいは同居されている方のことについてあえてうそを言われるような、そういうような方は一般にはおられないんじゃないかということをお願いしているところでございます。

○糸久八重子君 家族登録事項は個人の同一性が疑わしいときに確認するというのがその目的でありますから、運用に当たってはその他の目的で使われることのないように確認をしたいのですが、いかがですか。

○政府委員(本間達三君) 何度か御説明申し上げましたとおり、家族事項の登録というのは、永住者及び特別永住者の同一人性確認の手段といたしましてこのたび採用させていただいた次第でございます。他の登録事項と同様に、外国人登録の目的でございますところの在留外国人の公正な管理に資するためのものでございますので、そのような目的を逸脱して家族事項を使用するというようなことは一切考えておりません。

○糸久八重子君 次に、署名の方に移りますが、指紋にかかわるものとして署名を導入したことが外国人にとつてどのぐらい負担になるのか。少数の欧米人は日常的に署名をしておられるわけですから苦にならないと思うのですが、署名などしたことのない人たちが大勢いるはずでございます。今までの政府の答弁では、原則旅券記載の署名というふうなものですけれども、例えば識字教育がなされていないような場合にはどう対処なさいますか。

○政府委員(本間達三君) 先生の御質問の趣旨が、もし字を知らないといひますか、書こうと思つても書けない、こういう方の取り扱いのこと

と理解してお答えいたしますと、理由が何であれ同一人性確認手段の一つであるところの署名というものを欠く事態が生じたということであれば、法案に書いてございますけれども、次回確認申請時期の短縮という措置をとらせていただくということになります。すなわち、一年以上五年未満の範囲内で市区町村長が指定する期間を指定する、原則は五年でございますけれども、これを一定の基準に従つて短縮するという措置によつて確認申請を一般よりも頻繁といひますか、早くしていただくということにしたいということでございます。

○糸久八重子君 そうなりますと、文字が書けないという人については、罰則規定が適用されると少なくとも毎年一回窓口に行かなきゃならないことになりますね。

何か窓口の職員の方たちはこんなことも言っているわけですね。窓口の職員が漢字、アルファベットの署名の手法を示してそれに似せたように書きなさいといふことも指導されるのかなんというふうなことを言つておたつたわけですが、もし仮にそういうことがあると、これは人権侵害にもなりかねないと思うのです。署名者の実情に十分留意して人権侵害にならないような人道的な配慮をすることが必要じゃないかと思うのですけれども、その辺はどういたしますか。

○政府委員(本間達三君) まず、先生の御質問の中で、署名できない場合に罰則がかかるということをおっしゃいましたが、その罰則はもし刑事罰の意味であるとしたらそれはちよつと違うわけでございます。刑罰の方は、できる人があえてしないといふことを要件としたしております。

次回確認申請期間の短縮ということを生じる一つの罰といふふうに御理解になったのかなと思ひますけれども、これは必ずしも罰則という観点で短縮しているわけではございませんで、同一人性確認の手段が一つ欠けておられますので、一般の方は五年間確認しなくてもよろしいんですけれども、

一つその手段が欠けていますので、その確認をより頻繁にすることによつて常時その同一人性を確認していこう、こういう行政上の考え方から短縮という問題を出したわけでございます。

それから、実際にお書きになれない方についてこれを指導によつて事実上強制するようなことがあるんではないかといふふうな御心配ですが、私もはそういうふうな取り扱ひをしようという考えは全くございませんで、任意に御本人が署名に応ずるということを前提にして行政を進めるといふことを考えております。

それから、短縮期間の設定でございますけれども、一年に一回と先生おっしゃいましたが、これは一年以上五年未満の範囲内で法務省令で定める基準に従つて市区町村長がこれを指定するということでございます。その基準というのは、やはり署名をできなかったあるいはしなかった、そういうそれぞれの事情がございまして、書こうにも書けない方あるいは病気で書けなかった方、それから書けるんだけどあえて書けなかった、そういう方はそれぞれ事情がございまして、そういう事情も考慮しながら適正な基準を決めていきたいというふうに考えております。

○糸久八重子君 確かに、署名がされない場合にはその原因が、拒否をして署名をしないのか、それとも疾病等によつて署名することが不可能なのか、それから識字教育の機会を逸して書けないのか、それともそのほかの理由によるのか、いろいろその判断が難しいと思うのです。それについて窓口職員の問ひかけ方も大変難しいのじゃないかなというふうな気がするのです。そういう窓口でのトラブルを避けるためにも、その取り扱ひを今明確にするとおっしゃったのですが、法施行までには明確にしてその基準等についてはマニュアルを作成して指導をすべきだと、そう思ひますけれども、その辺はいかがですか。

○政府委員(本間達三君) 先生御指摘のとおりでございます。窓口において署名を求める際にトラブルということが生じないように、私どもとし

○政府委員(本間達三君) この点は先ほども申し上げましたとおり、この犯罪は署名ができる方を前提にしている規定でございますので、できない方に不可能を強いるというようなことは、これは

○糸久八重子君 具体的に窓口で指紋が廃止されない外国人からの、なぜ私たちは指紋が廃止されないのだというような質問に対してどう

もりでございますが、それでもまだそういうこと
があるというところがあるとするれば、これは
我々の意図するところでございませんで、そう
いうことがないようにきちっとやっていたい。

ではなくては職場がかわるという機会が多くなるか
と思います。そうすると、そのたびに申請を行う
というのは大変煩わしいと思うのですね。この変
更登録申請を行わない行為が罰則でなくて過料の

対象であることを考慮に入れた場合でも、まだなおかつ煩雑に過ぎるのではないかと思います。その辺の見解はいかがでございますか。

○政府委員(高橋雅二君) 外国人の居住関係及び身分関係を明らかにいたしまして外国人の在留管理に資するといふ外国人登録法の目的を達成する上に、外国人の職業及び勤務先も氏名、国籍、居住地等と同様に重要な事項であることから登録事項としておりまして、こうした事項に変更が生じたときに変更登録義務を課しておりますが、これは私たちとしては、外国人の公正な管理上その身分関係について常に最新の事項を把握しておく必要があるわけでございますので、煩雑であつてもこのような義務を履行してもらう必要がある、こういう考え方に基づいておるわけでござい

ます。ただ、今先生の御指摘になったように、このように世の中が急激にいろいろ変わつていくというときにあつてこれは厳し過ぎるのではないかと、こういう意見が先生からございました。私たちいろいろ陳情を受けた場合も、そういうことをおっしゃつておられる方もおられます。それから、この外国人登録法の行政目的と本人の都合といふことが、不便さといふことが、煩雑さといふものをどこでバランスするかといふことが非常に問題でございまして、私たちとしては今のようシステムがよろしいのではないかと今ふうに考えているわけでございまして、今後これを実施していく段階におきましていろいろ世の中も変わつてくるでございまして、そういうことの段階におきまして今先生の御指摘のあつたことなども十分念頭に入れて検討していきたいと思つております。

○糸久八重子君 私どもの党は、衆議院に提出した対案の中で、登録事項から職業、勤務所または事務所の名称及び所在地を除くといふことを挙げたわけでございまして、今の答弁の中にもあつたやうな気もいたしますけれども、これらの事項を除くといふことを挙げたことについて政府はどのやうに考えていらっしゃるのか、もう一度お答えください。

○政府委員(高橋雅二君) やはり本人の、この外国人登録法の目的を達成するといふ上で外国人の方の職業、勤務先も非常に重要な、国籍、居住地等と同様に重要な登録事項であり、また同一人確認のための一助をなす意味においても必要であるといふことで登録事項として残している、こういうことでございまして。

○糸久八重子君 目的事項をもう一度見てみますと、その登録を実施することによって外国人の居住関係とか身分関係を明確にするといふことがありますね。そうしますと、それらのことについては勤務地以外のたくさんいろんなものを申告することがありますけれども、それでもつてもう十分この目的は達せられると思うのですよね。

それから、本会議のときの三石議員の質問の回答として、同一性の確認の一助をなすといふ意味からもなされておられるわけですが、同一人性の確認といふのはそのほかのことでも十分できることをもう今まで確認しているわけですからね。そういう意味からいふと、この職業とか勤務所、それから名称、所在地なんといふのは本当にこれは意味がないと思つておられるのですよね。

それともう一つ伺ひたいんですが、政府は、ある外国人が在留資格に反する就労をしていないかどうかを確認するためにこの職業とか勤務所の名称、所在地の登録が必要だと思つていらっしゃるのでしょうか。

○政府委員(本間達三君) 局長から御答弁申し上げましたとおり、勤務所、職業といった事項を登録事項としたしておりますのは、外国人の身分関係といふものを明確ならしめようといふ法の趣旨に沿つた措置でございまして。

その登録内容によつて法に違反する状態というものも明らかになるという場合ももちろんございまして、本来の目的といふのは、先ほど申し上げたとおり、当該外国人のもろもろの身分関係を明確ならしめまして、要するにどういふ方が

今日本において生活しておられるのかといふことを国としてきつち把握しておくといふことから必要性があつて認めておるところでございます。また、それが同時にその方が当該本人であるかといふようなことをいろんな角度から調べるという場合の一つの手がかりとしてもこの職業とか勤務所といふものもまた役に立つんだといふふうに私も考えております。

○糸久八重子君 役に立つだろうといふことで、その在留資格に反する就労をしていないかどうかを確認するためではないといふことをここで確認しておきたいと思つておられます。

それから、この勤務所それから事業所の問題ですが、登録事項とそれから登録証明書の記載との関係はどうなるのですか。

○政府委員(本間達三君) 職業とか勤務所またその所在地につきましては、登録証明書の記載事項としておられるところでございます。○糸久八重子君 登録証明書の記載事項になるわけですね、勤務所の場合は。

今回、家族事項を証明書の記載事項から外しましたね。これの理由は何か。

○政府委員(本間達三君) 外しましたという御表現を使われましたけれども、家族事項を登録証明書に記載すべきかどうかといふのは、私も立案の過程においては十分検討させていただきました。いろいろ配慮はございますけれども、やはり家族事項と申しますと、中には当然他人に知られたくないような高度の個人のプライバシーにかかわる事項が含まれておられることも私どもは考慮いたしまして、他人に見せることを一応予定しておりますところのこの登録証明書には記載しない方がよろしいのではないかと。また同時に、これを記載するとした場合の技術的な問題というのもしろろございまして、第一にはプライバシーという観点から考慮したといふことでございまして、したがつてこれは登録証明書に記載しない登録原票の方に記載して、必要があればそちらの方の記載を用いて目的を達しようとい

うことでございまして。○糸久八重子君 御答弁の中に、家族事項はプライバシーに関係するからといふことをおっしゃつておつたわけですが、家族事項もそれから職業及び勤務所も重要なこれはプライバシーだと思つておられます。そういう意味からいへば、当然次の見直しのときには勤務地の問題についてはこれは除くのが当たり前だといふことを強く私は申し上げておきたいと思つておられます。

それから、外国人の登録情報そのものは電算機器の活用で現在では容易に事実上の把握ができております。コンピュータで個人情報管理をするといふことは、これは決してよいことだと思つておりませんけれども、現状はそうなつていないわけですね。現場ですぐに本人確認しなければならぬ必要が仮にあるとしても、職業とか勤務所まで外国人登録証明書に記載していなければその本人と特定できないという理由はとも考えられないわけですね。

大臣は、御答弁の中で血の通つた行政といふことをよく強調されていらつしやるわけですが、でも、この職業、勤務所の登録の義務づけを廃止の方向で今後御努力を願いますかどうか、大臣、いかがでしょうか。

○國務大臣(田原陸君) 私も毎回お答えしておりますように、血の通つた、外国人の立場に立つた運用をしてまいりたいという観点から、今回の法律を適用してみているいろいろなことがわかつておると思いますので、次回のための、今度の見直し時期のための参考に十分考慮してまいりたい、こういうふうに考えております。

○糸久八重子君 それでは、最後になりますけれども、この外国人登録法抜本的見直しの必要性について大臣にお伺ひをさせていただきます。先日、参考人の御意見で、外国人登録法は撤廃して住民基本台帳に準じた制度を制定し、外国人への行政のあり方の改善を要するといふ声もございました。また、他の参考人の方々も、外国人の人権に配慮した制度にすることについて共通の

認識が述べられたところでございます。

この外国人登録法というのは、これからの日本が百万人を超える在留外国人とどう共栄共存を図っていくかという問題につながる重大な政治的な課題であると思います。衆議院で一部修正、そして附帯決議をつけられましたが、私は見直し条項ぐらいは当然附則に入れるべきものという意見を持っております。

審議の過程で多くの問題点が挙げられましたが、早期見直しはこれは必至でございます。政府が本心にやる気があるのなら数々の問題点すべてに前向きに対応していくところであらう、そう思いますし、またそのためには積極的に附則として見直し条項を加えるべきであると思います。このことは、大臣、重く受けとめて、速やかな改善について努力されるように強く要望したいところでございますけれども、大臣のお言葉をいただいで、私の質問を終わりたいと思います。

○国務大臣(田原隆吉) 一番根本は外国人の権利に關することだろ、集約していけばそういうふうな思いですが、このことについては私は厳重に受けとめ、職員各位もみんな同じ考えでございますし、いろいろな登録に關する書類の管理等につきましても厳正公正にやりたいと思っております。

この制度の見直しについては衆議院の附帯決議で五年というふうになっておりますが、これは十年一甘と申しますけれども、その半分の五年で見直そうという精神ではないかと私はそんなふうに思いますが、先生のおっしゃる気持ちをよく感じたし、前向きの行き方でまいりたい、このように考えております。

○糸久八重子君 ありがとうございます。

○北村哲男君 社会党の北村でございます。

本案は、ちょうど一カ月前の四月二十日の本会議で我が党の三石議員が趣旨説明に対する質疑を行い、同日当委員会に付託されました。以後、約

一カ月間委員会審議を行ってきたわけですが、五月十二日には参考人に対する意見聴取が行われ、その後十四日には質疑が行われました。本日は、社会党として私最後の質問になると思っておりますので、できるだけ重複を避けて、主として罰則問題について伺いたいと思っております。

その前に、前回、委員会の午後の冒頭に大臣の訂正発言がありました。それは、深田議員の質疑に対して、たしか参考人の意見は聞いてない、あるいは委員会でのこういう傍聴に来ておられる方々の多くの集会について何も聞いてないという発言を午後には訂正されたように私は聞いたのです。それについてまあ深田議員が質問しているときに聞いていないということになれば、それはそれで次の質問は重なるのですけれども、質問が終わった後で訂正されましたら、その前の質問の趣旨が随分違ってくると思うのです。まず、その辺についてどういうことであつたのかの釈明を求めたいと思います。

○国務大臣(田原隆吉) 私が聞いてないと思つたことを正確に表現しますと、きょうの参考人のあれはこうでしたという時間を設けて一人一人のことについてお聞きしてどうだという時間は持たなかった、そのとき時点では、そういう意味であつたわけですね。当然政府委員である入管局長は立ち会つておりました、そのことを含んで、きのう大臣はどこの委員会に出たおりましたか、私が代理で出て聞いておりましたので、それを踏まえてきょう答弁させていただきますという話は聞いておりましたので、そういう意味でなければ、それを聞いた内容をもって私に説明しておりますから、当然、結果的には私はそれをそういうふうにお答えすべきであつたわけでありすけれども、先ほど申しましたように正確をちょっと欠いた点があつたことをおわび申し上げたわけでありす。

○北村哲男君 それにしても、訂正の際にはせめて質問した当事者に事前に訂正をされる旨の説明

なりをされてからしていただきたかつたと存じます。今お聞きしますと、まあその後の質問ががらりと変わるような趣旨ではないように聞きましたのですが、私も非常に奇異な感じを受けたということがありますので、一言釈明を求めた次第であります。

○国務大臣(田原隆吉) いろいろ不都合があつたことはおわび申し上げます。今後気を付けて運営してまいりたいと思つております。

○北村哲男君 それでは本論に入りますけれども、かねてから問題の多い外国人登録法における罰則の問題です。

政府の基本的な考えは、法的地位の相違から、外国人の居住・身分関係を把握して管理する行政上の必要が日本人の場合より高い、したがつて各種登録義務違反の罰則が戸籍法などの届け出義務違反に対する罰則と異なつても合理的な差異であるというふうな説明を言っております。またあるいは、単に行政上の過料といつた行政罰ではなくて、違反すれば日本の公益にかかわる、秩序を乱すおそれがあるということで、それを抑止するためには刑罰という制裁をもつて間接強制をしようということが必要であるということも衆議院の四月十日の質疑でも言つておられると思つております。

外国人登録法の目的を、政府のおっしゃるよう管理にウェイトを置くのか、それとも私も私が常に主張しているように外国人に対する行政サービスのための法律、外国人から見れば義務の体系ではなくて権利の体系として再構築していくのか、その基本的スタンスによつても違ひは出るかもしれないけれども、国際化社会における日本のあり方を踏まえて、外国人の最大限の尊重という立場に立つて考えてみると、現在でも共通の認識からの改善は可能であるし、あるいは政府にもそのための努力を要望したいと思つております。

そこで、まず大臣にお伺いするわけですが、先日の参考人の御意見でも、自由刑はもとより、不携帯についての過失まで二十万円以下の罰金とされている外国人登録法の罰則は重過ぎるの

だ、私どもの党が対案でも示しているような行政罰である過料とすべきであるとの見解が床井参考人あるいは参考人から示されました。今回の改正ではこの罰則についてはほとんど触れられておらないわけですが、現行法における量刑体系についての政府の基本的認識、すなわち衆議院の附帯決議でも「適切な措置を講ずる」というふうなことを言つておられますが、政府としてもこれを積極的に見直し、すなわち過料制度への移行ということについての姿勢を示していただきたいと思つておられます。まず、その辺について大臣の基本的な認識をお伺いしたいと存じます。

○国務大臣(田原隆吉) 外国人の居住関係及び身分関係を明確にすることによりまして在留外国人の公正な管理に資するというのがこの外国人登録法の目的であります。この目的を達成するためには、外国人の居住関係及び身分関係、特に当該外国人が適法な在留者であるかどうか、許容された活動を逸脱していないかどうかをある現場において即時に把握することがやはり入国管理の立場から見ると重要であると思つております。

そのために登録証明書の携帯義務を外国人にお願いしておるというわけですが、したがつてその履行を確保するためには現行法どおり刑罰により担保するのが必要であるというのが現在の考え方でございますけれども、現場における把握の観点から見て、不携帯であつた場合に、その原因が故意によるものかどうかというふうなことで、あるいは過失によるものかどうかというふうなことで等によつていろいろなことがあるかもしれません。その必要性には差異はないのでありますけれども、いろいろな事情があるでしょうから、運用に当たつては弾力的、常識的、そして外国人の立場に立つた運用をさせていただくということで、罰則については将来の問題にこの際させていただきたいというのが今までのお願いでありましたが、先生の御意見よく肝に銘じて、ここにおる者、政府委員もみんなよく数回の先生の御質問についてはわかつておると思つておりますので、そういう方向で肝

に銘じてこれから運用してまいりたい、このように考へております。

○北村哲男君 衆議院においても修正で、この法律の公布日から施行日の前日までの間に十六歳に達した永住者などには指紋の押捺を要しないということも確かにしていただきました。これは結果として私どもの社会党が対案として出してきたことの措置と同じなのですけれども、対案では当初からそのようにしておりましたし、また私どもの党が一九八七年、百九回国会に提出した改正案でも指紋押捺拒否及び外国人登録証明書携帯義務違反などに対する行為について刑罰はもう廃止したいのだ、するべきである、あるいは改正法施行後処罰されないこととする経過措置を提案したところでありました。すなわち、我が党の基本姿勢は、いつでも政府原案よりはるかに当事者の立場に立った血の通った仕組みとしてきておるわけです。今の大臣のお言葉、また政府の立場ということは確かにあるかと思ひますけれども、その辺の接点を求めて、さらなる法改正へ向かつて努力をしていきたいと思つておるわけです。

さて、それで次に、今回衆議院で居住地等の変更登録義務違反に係る罰則について、自由刑を廃止して罰金刑のみとする修正をしております。それはそれとして評価をするわけですが、外登法から自由刑を廃止したわけではなくて、罰則としての罰金でありますから、私たちの過料に改めるべきであるという考えとはまだ大きくかけ離れておることは御承知のとおりであります。

今回の修正で自由刑の廃止されるものは、居住地変更登録の申請をしない者及び外国人登録原票の記載事項のうち氏名、国籍、職業、在留の資格、在留期間または勤務所もしくは事務所の名称及び所在地の変更登録をしない者に対する罰則のみであります。さらに、今回新設される不署名罪等については依然として一年以下の懲役もしくは禁錮、二十万円以下の罰金が科されておるわけ

です。政府の言われるように、刑罰法規相互間あるい

は同一法内のバランスなどからいへば、仮に妥当性があるにしても、外登法の罰則規定については今の国際情勢あるいは社会経済情勢の変化等に対応して基本的に見直すべき時期に来ていると思ひます。しかも、衆議院では附帯決議が行われて、当委員会でも今私どもで附帯決議の具体的な検討をしておりますけれども、その点について大臣の方から、もう一度今後の問題について御見解を確認しておきたいと思ひます。

○国務大臣(田原陸君) 詳細にわたる実務上の問題がありますので、まず最初に政府委員からお答えして、後で私からお答えいたします。

○政府委員(本間達三君) 現行外国人登録法上にありますところの罰則につきましては、これは当該違反行為の悪質性の程度とかあるいは当該違反行為を抑止することの必要性の程度、そういう観点からそれぞれ適正なものとして刑罰規定が設けられておるわけでございます。私どもこの法案を提出するに際して、この罰則関係について一応見直しはしておりますけれども、この段階におきまして特に変更しななければならないような不合理、あるいは重罰に過ぎるといったものはございませんでしたので、その点につきましては特に改正案の中には盛り込まなかった次第でございます。

しかしながら、衆議院におきまして一部修正を施されてきたというふうな事情もございますし、また附帯決議の中で罰則の見直しということがうたわれました。そういう点は我々もいたしまして十分これを尊重して、今後、他の罰則規定との権衡の問題、あるいはこの外国人登録法の中の罰則相互間の軽重の問題を含めまして、全体的に罰則について検討していく必要があるというふうに考へておるところでございます。

○国務大臣(田原陸君) ただいま政府委員からお答えいたしましたように、この罰則については、全体のバランスとか原状を踏まえて、現在これがぎりぎりのものであるということを出させていた

いただきましたが、運用については、先ほど来申し上げたようなことの繰返しと同じようなことになりまされども、将来これを適用してみても、さらに深くいろいろな情報もわかつてくるのでありましょから、バランスその他について考へてみて、附帯決議等に合致するような方向で検討してみなければならぬ、こういうふうに考へております。

○北村哲男君 ただいまの大臣の御発言で、運用について大いに配慮をするという言葉を再三言われております。確かに法律改正の第一歩と申しま

すか、運用をしてそれで支障がなければ、さらにある程度の法律的な、いわゆる法改正の基礎という社会的基盤ができるということ、新たな法改正ができるということ、一步の前進だと評価いたしたいと思ひます。

ところで、今抽象的にいろいろな罰則間のバランス、あるいは他の法律との間のバランスという話も出てきましたので、具体的にこの十八条の問題について聞いていきたいと思ひます。

十八条というのは外登法の罰則の規定であります。外登法は罰則を十八条及び十八条の二、そして十九条という三つの条文で規定しております。まず、最初の十八条というのは一番重い刑で、一年以下の懲役もしくは二十万円以下の罰金というところで、十項目にいわゆる犯罪の種類、犯罪の種類を分けております。

それで、まず、十八条全体を最初に聞きたいのですが、十八条の第二項に、これら十ほどの犯罪類型については「懲役又は禁錮及び罰金を併科することが出来る」というふうにわざわざ規定してあります。これは刑法の一般原則によると、懲役と罰金は併科するという、刑法四十八条に当然のこととして原則は規定してあるのですけれども、これをあえて「併科することが出来る」というふうに規定してあるのはどういう趣旨なんでしょう。

○政府委員(本間達三君) 併科するという特別な規定がございせんこれは併科はできないわけ

でございますから、原則的には十八条の第一項で「一年以下の懲役若しくは禁錮又は二十万円以下の罰金」という、この中から選択をするということが原則であります。ただ、その当該犯罪の情状といったものを加味した場合に、単に一年以下の懲役もしくは禁錮または二十万円以下の罰金というふうな選択では不十分という事案があることを予想し、そういう場合につきましては懲役または禁錮プラス罰金といった重い科刑をすることもできるというのが第二項の趣旨でございます。

要するに罪状の特に重いものについてはそれなりに考慮をした科刑ができる余地をこの規定は置いたというふうに理解しております。

○北村哲男君 ということは、最高一年の懲役です。それでは賄えないというふうなことをいうのでしょうか。あるいはそのほか併科の必要性、例えばどういふ場合に併科がされておるのかということは説明できるでしょうか。

○政府委員(本間達三君) 具体的にその併科をした事例があるかどうか私どもちょっと承知はしておりません。

一般論として先ほどの御説明を申し上げたわけですが、この併科をしなければならぬような特に重い事案というものがどういふ場合をいうのかという御質問であるとすると、ちよつと私どもも今ここで即答はしかねるわけでございます。どういふ場合に併科するのかという

のは、まさにその衝に当たる司法関係当局の判断でございまして、責任を持ってお答えするとうり立場にはございせん。

○北村哲男君 その辺はよろしいと思います。

それでは、十八条一項一号を見ていただきますと存じますけれども、この一項一号は、衆議院で修正前は五つの犯罪類型を規定してあるわけですね。一つは、入国後九十日以内に登録を申請しなかった者、すなわち三条ですね。二番目に、登録証を紛失あるいは盗難によって失った場合に十四日以内に再申請をしなかった者、これは七条の規定です。三番目に、居住地を変更した者は十四日以内に変更申請しなければいけない、これは八条。次に、氏名、国籍、職業等を変更した場合に十四日以内に申請しなければいけないというのが、これは九条です。それからもう一つ、十一條として、五年目の切りかえ時期に三十日以内に確認申請をしなかった者、これを一つにまとめてこれを申請しなかった者が一年以下の懲役、二十万円以下の罰金にすると書いていますね。

そこで一つの問題は、入国して九十日という長い間にしなかった者、これは確かに基本的なものでありますから大きな問題でありましょう。しかし次の二番目に、一たんもらったものを紛失するとか、あるいは居住地を単に変更したとか、そしてまた切りかえ時に、あるいは職業を変更したからやり直すというのとは本質的に違うと思うのです。期間としても一つは九十日の余裕がある、片っ方は十四日しかない、これを同列に置いたという、そういうものをこれはまずい気がつかれて修正されたかもしませんけれども、このバランスは一体今までのようじゃなくって確信を持って出された法務省当局が、同じ類型の、同じ可罰性のある、同じ違法性のある犯罪類型としてお考えなんでしょうか。その点について、まず修正前の確信を持って出された法務省当局の御意見を聞きたいと思ひます。

○政府委員(本間達三君) 先ほど私申し上げましたとおり、見直しの結果として、現行の罰則については特に変更を加える必要がないという結論に達したというのを申し上げました。その意味におきまして、先生御指摘のような幾つかの類型の犯罪というものは、それぞれその重さについておおむね同一のものというふうに理解し得るというのが私どもの当時の結論でございました。

衆議院におきまして一部修正され、自由刑の規定を適用しないといいますが、罰金のみの罰にしたいということにつきましては、衆議院の御判断でございまして、私もそれとしまして十分理解し、それに従うべきものと今は考えているところでございます。

○北村哲男君 今の御説明、ちょっとはつきりしません。というのは、自分たちはそうじゃないけれども、衆議院の判断がそうだったからそれに従ったというふうな言い方、これでは今後の見直しについての基本的な姿勢が問われると思うのですよ。やはり率直にそうである、もともとであるというふうに、そしてこの例に従って再度見直しをするのだというのをはっきりと方向として出していただきたと思うのです。その決意を示していただきたと思うのですが、それはいいでしょう。

ところで、確かに八条一項と二項そして九条一項は削除されました。そして、次のより軽い類型に持っていくかたはありますが、九条の二の一項を逆にに入れておられますけれども、その点については再度検討する対象になるかどうかについての御意見を伺いたいと思ひます。

九条の二の二の一項というのは、永住許可を受けた場合の変更等の登録ですね。それはいいかたでしようか。なぜ入れたのか、ここに残したのか、そして再度検討の対象になるものかどうかについて、御意見を伺いたいと思ひます。

○政府委員(本間達三君) 九条の二の二の一項の違反と申しますと、新たに外国人が永住の許可あるいは特別永住の許可を受けて登録事項に変更が生じた、そういう場合に変更申請の義務を課しているわけでございます。それに違反したということに

よる罰則でございしますが、事柄の性質といたしまして、やはりその法的地位の大きな変動でございまして、登録行政上は極めて重要な事項の変更でございまして、これはこの程度の刑罰をもって義務の履行を強制するということが適当であるという考え方でここに入れた次第でございまして、先生の御指摘は、それと同時に、新たに追加したという事項についても今後見直しの対象としていくのかと、こういう御質問かと思ひます。私もこれは適当だという確信を持って法案を提出させていただきましたけれども、先ほど申し上げましたとおり、衆議院における附帯決議の趣旨というものを十分尊重いたしまして、今後全般的に、どこを除くということではなくて、全般を検討していくというつもりでございまして、

○北村哲男君 それでは次に、十八条一項と二項とを比べてみたいと思ひます。

この一号というのは今言ったように、単に申請をしなかった者、途中切りかえをしなかった者という、いわゆる不作為犯といいますが、不作為によつてしなかった、サボった者、しないというサボりにすぎないかもしません。

ところが、第二号は、同じ先ほど申した五つの類型について、これに關して虚偽の申請をした者というものが十八条二の二の規定であります。虚偽の申請をするというのは何を言った者ですね。登録証というのは役所のつくる公正証書あるいは公文書でありますから、それに対してうそを言うという行為はこれは確かに公の秩序を害する、あるいは行政の秩序を乱す不法行為だと思ひます。違法性も可罰性も十分にあります。

一号と二号を比べますと、一方は単に不作為犯、片っ方は作為犯、しかも国家に対してうそを言うという虚偽犯で、これは犯罪が質的に違ふと思うのです。それについて全く同列に置くというのもこれも私は腑に落ちない。

それで、ちなみに日本の戸籍法を見てみたいと思ひます。戸籍法は、ほとんどのこの外登法にかかわるものは全部過料で終わっているのですけれど、

でも、唯一日本の戸籍法の百二十四条では、虚偽の届け出についての罰則というのがあります。これは、「戸籍の記載を要しない事項について虚偽の届出をした者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。」というのがあります。唯一の懲役刑ですね。これは確かにそれとおりです。戸籍にうそを言ったらこれはもう困ると思うのですよ。

だから、それからいうと、そのバランス上、確かにこの規定は必要だと、まあ必要であるならば必要であると思うのですけれども、私は今これそのものが云々じゃなくて、バランスの問題として、一号、二号を同列に置いたのは一体どういうことなのか、別格のものを、犯罪類型とか違法性とか可罰性とか全然違ふのじゃないかと思うのですけれども、その辺についてはどういうふうにお考えでしょうか。

○政府委員(本間達三君) 先生御指摘のように、あえてうそをついて申請をしたのと何もしないのとどっちが悪いのか、こういうことでございまして、行政の立場から申せば、どちらでもやはり公正な外国人の管理という面からいいますと、結果的には同程度に重い罪であるというふうに考え、その結果として、同じ罰則の中に、罰則といいますが、同じ十八条の中に規定したというふうに理解しているわけでございます。

○北村哲男君 それでは、衆議院の修正では、この部分の八条の二の二、九条の二の二、これを外していただきますね。同じく同列に扱って、これを単に罰金にしていますね。私はこれは、それは低くするのには低くして、私は別に反対じゃないのだけれども、バランスからいって、十八条一項一号の八条と九条をのけたことと、二の二の八条と九条をのけたのは、質的に違ふと思うのです。それはちょっと安易過ぎるような修正ではないかというふうに考えるのですけれども、その辺についての御意見はどうでしょうか。

はつきり言えば、片っ方を外すんなら片っ方は残しておくぐらいの、それぐらいのことはやはり

考えるべき犯罪類型ではないかと思うのです。

○政府委員(本間達三君) この罰則の修正は、衆議院の方でこれは独自の御判断でお決めになりましたので、これについて今どうこうと言う立場で

もございませんが、先生の御指摘のような考え方もあるいはあるのかもしれませんが。いず

れにしまして、衆議院の御判断でございますので、我々はそれを尊重すべきと考えております。

○北村哲男君 衆議院が勝手にやったと言わなければ、かりの言葉でございますけれども、やはりその辺は再度検討される時には十分考慮して、私どもは抽象的に今まで他の法律とのバランス、そしてこの法律の中のバランスということを言ってお

ちよつと調べてみますと余り今まで論じられな

○北村哲男君　ちよつと語尾がはっきりしないの
ですけれども、要するに内外人を問わず妨げた者
についてはすべてというふうに聞いてよろしいわ
けですね。

○政府委員（本間達三君） 構成要件上は国籍による區別はございません。

○北村哲男君 法律はそのとおりですけれども突然異質のものが入っている。それまで一号、二号は、これは国籍を問わずというお話にはならぬなと思いますね。これはやはり外国人というふうにししか読めませんのですね。その点についての、異質の条項が入っているということの指摘をしておきたいと思います。

それから、第三、四項の規定に違反した者というふうなものがあります。これは、第三、四項というのは、登録申請を重ねてしてはならない、二回してはならないという当たり前といえども、当然の事項なんです。それをあえてまた書くことすら不思議なんですけれども、何かそういう犯罪的な類型があるのかなと思うのです。戸籍を二回

する人とか、住民票を二回もする人というのは減多にいないし、あるいは結婚届けを二回する人、

す。例の指紋押捺の採用ということの一つのきっかけになりましたのも、こういった二重登録の防止ということがまた一つは考えられたというふうな私どもは承知しておるところでございます。

また、先生、二重結婚というのは戸籍の方で受け付けないからこれはないのじゃないかということとでございますけれども、刑法上重婚罪というものもあることは先生よく御承知のとおりでございますから、制度が完備いたしましたしても、何らかの間違いとかそういうことで受け付けられて二重の結婚状態が生ずるといふことも一応前提とした上

でやっぱり罰則というの、刑法上の規定というのはできているというふうに私どもは理解しているところでございます。

○北村哲男君 確かにわざわざ規定してあるからにはそういう類型があったとは予想はしているのですね。すけれども、しかし、今でもコンピュータ処理になっていると思うのです。行政的にチェッ

クできて、またしかも、現在そういうものがどのくらいあるかということも私は聞くまでもないのですが、それをお調べになると、そういうものはいくらも恐らくわざわざ重罪にしなくても済むような形で処理できるような感じもしますので、これあたりもやはり検討の対象になるのじゃないかと思っています。

余りくどく言っていると時間もたつてしまいますので、ちょっと急ぎたいと思いますが、十八条六号でも、一つの条項の中に単に登録証を受領しない者とそれから受領を妨げた者というふうに、不作為的な者とあるいは妨害した者を二つ規定してあるのです。これもやはり問題があるというふうに考えるのですけれども、その点についての御

明書と申しますのは携帯制度と結びついておりますが、常時携帯制度によりまして現場において外国人の身分関係、居住関係を即時に明らかにするというその重要な携帯制度の根幹をなすのがまず

登録証明書を受領していただくということから始まるわけでございますから、したがって、その受領は確実にしていただきたい、こういうことから、この程度の重い刑罰をもって強制するということが適当であるという考え方からこの六号というものが定められたものと理解しております。

受領妨害についても趣旨でございます。

○北村哲男君　私が言った質問の趣旨は、単に受領しないというのは不作為的なものである、しかし妨害をするというのは別ではないかという、ちょっとそういう気持ちもあったのですけれども、御回答でそれはよろしいです。

ところで、この受領することは非常に大事なことだというふうにおっしゃったのですが、十三

条では受領とそれから常時携帯、そして提示、すなわちこの大事な三つの義務というのを定めておきます。受領義務、それから常時携帯義務、そして提示義務。ところが、その中で受領義務と提示義務はこの六号、七号で重罪を科しておるのですけれども、常時携帯義務は突然十八条の二に比べて罰金だけだというふうにしてゐるのです。これ

というのはいろいろあるかもしれませんが、概してうっかり忘れるという事例が多いのではないかと、そういう犯罪の実態というものを考えますときに、体罰をもって処するということはいかかものかという観点から罰金のみで十分というのが現行の考え方というふうに理解しております。

○北村哲男君 これは、こういう論争は言っても別に結論が出るわけじゃなくて、恐らく平行線になると思いますが、しかし受領しないのだから、病気で行けない場合だってありますし、何だかその事情はさまざまあるわけですが、しかしそれで、受領は常に持っているわけじゃない前提として重罰を科するのには、その後の義務にについてはいろいろな事情があるからさらに下げるといふのも、バランス上の問題からいってたらちよと、その辺はもう一回再検討の必要があるかなと、首をかしげておられますけれども、やはり検討の対象にしたいのだと思います。

それから、もうこの辺はそろそろ終わりますが、十八条の二はそれに類したやや程度が低いものといふふうにお考えになっているものと理解しますが、十九条は突然行政罰、過料といふことになっております。例えば、これは自分で申請に行けない人の場合は親がかわりに行く、病気の場合に親が、すなわち代理人ですね、行った人が登録書を受領しなかった。これはまさに今の本人が受領しなかったのと打って変わって、親がかわりに行って受領しなかったら今度は重罰じゃなくて、そんな大事なことで単なる過料だといふふうの規定していることになるわけですね。それは確かに第三者だから軽いかもしれせんけれども、なぜ私が言うかという、その親がとってこなかった結果、本人がもし外に出て、前の事例からいえばおふろ屋でもいいです、あるいは運動会でもいいです、なしで行った場合、見せろと言われたときに、不提示あるいは不携帯という罰

則に問われるわけですね。そうしたら、その前提たるとならなかったことは、過料じゃなくてもっと重く、絶対持っていかなければその後の人は迷惑をこうむるのだよ、大変なことになるのだよというこでしななければいけないのに、そういうふうなバランスを欠いているじゃないですか。

その点について、私は全部過料でいいと思うのだけれども、片や過料、片や懲役というふうな、こんなになっちゃうわけですね。その辺はどうでしょう。

○政府委員(本間達三君) 代理人による犯罪といいますが、代理人が犯した犯罪でございしますが、事情というのはいろいろあるかもしれないが、問題はやはり御本人にあって、そこから一定の身分関係あるいは同居関係、そういうところでその代理人が十五条で規定されますようないろいろな義務を本人にわたって行おうという場合でございしますから、本人がみずから自分のことを違反する場合と類された人がこれをする場合といふのは、やはりその違反に対する制裁といふのはおのずと差があつてしかるべきだと一般に考えられております。そういう意味で、本人と全く同じような刑罰をもって科すといふふうなことはやはりバランスの点から問題があるといふことで、この場合には行政罰である過料といふことで処したものと、いふふうに理解しているわけでございます。

それから、不携帯との関係で御質問でございますけれども、正規に登録証明書というのを本人が受領できない、入手していないという場合に、持っているものを持ち歩けないという意味では、やはり不携帯の罪そのものが成立するのかわりか、がまず問題になるのだらうと思ひます。ただ、いろいろ切りかえとかそういうことになりますと旧の登録証明書というのを持っておられますから、そういう意味でその携帯義務というのは依然としてございしますから、罰則の関係では特に不合理な問題が出るというにはならないではないかといふふうにお考えしております。

○北村哲男君 いずれにしても、この刑罰というのはいろいろ問題があるといふことで、今後の改正に向けては一番やはり、大きく分ければ、一つは、自由刑から行政罰への移行の大きな思想的な変化、それからもう一つは、万一あるにしても、刑罰というふうにしても、より軽くそしてよりバランスのとれたものを検討するという方向でぜひ検討していただきたいし、また恐らくそれについて異議がないと思ひます。それは、そういうことでもみんな、衆議院においてもまた参議院においても、ともに接点を求めて議論を繰り返してきたくところでありまして、

刑罰の問題についてはこの程度にしておきたいと存じます。

ところで次に、衆議院において附帯決議がなされました、かなり重大、重要な附帯決議がなされましたが、その中身について少しわかりにくい点もありまして、説明を求めていきたいと思ひます。

衆議院の附帯決議については、大臣は非常に重く受けとめていてと本院においても再三答弁しておられます。当委員会でも各派共同提案で附帯決議を付すことになろうかと思ひますけれども、当委員会でも決議された場合はさらに一段と重く受けとめていただけたらと思ひます。

さて、外国人登録法の見直しについて我が党が要望したいことはもう本当にたくさんありますけれども、幾つかに絞ってお伺いしていきたいと思ひます。

まず、衆議院で「施行後五年を経た後の速やかな時期までに適切な措置を講ずる」といふふうな附帯決議は決めておられますけれども、政府の受けとめ方あるいは御認識をお伺いしたいと思ひます。

この見直し時期については早いこしたことはないのですけれども、御説明によると、今回の切りかえ施行後一巡するの五年かかるのだから、五年をめどとして、あるいはそれから、しかるべき速やかな時期までにとかく再検討するのだといふふうに言っておられます。特に日本語として非常に難しい、「五年を経た後の速やかな時期までに」という非常に言葉が重なっておるのですけれども、その辺についてはどのような御認識をしておられますでしょうか。

もうはつきり言えば、こちらとしては五年後一年以内といふふうに区切つていただきたい、五年以内だと問題があるなら、だからまず第一に、五年をめどといふふうな言い方にするとなざるまいのか、あるいは五年以内だったならなざるまいのか、あるいは五年以内だとしたらなざるまいのか、というお考えを一つと、それでその後のぐらゐを我々は頭に入れておけばいいのかという二つの点について御説明をお願いします。

○政府委員(高橋雅二君) この五年という数字が出てきた背景には、今、先生御指摘になりましたように、新しい制度に切りかえるには五年かかるというこでございまして、五年たてばすべての人が一巡して新しい制度に移るということ、そういういろいろな経験を積むこともできるし、いろいろな情報も得られるであらう。また、新しいシステムに全員が切りかわらないうちにまた制度を変えようといふのも問題があるといふことで五年というのが出てきたかと思ひます。しかし、五年がたてばそういう経験があるわけですから、ふだん検討はずっとやるわけでございますが、五年過ぎてから余り時間がたつてもいけない、しかしその時間というの今はなかなか特定しにくいといふことがございまして「五年を経た後の速やかな時期」といふことで、この「速やかな時期」といふのは、五年を経た後の余り長期にわたらない、不必要に長期にわたってはならない、できる限り短い期間、必要限度での短い期間といふふうにお考えしております。

それでは、じゃ「五年を経た後の速やかな時期」といふのと五年をめどといふのはどう違うかといふことでございますが、言葉だけで申しますと、「五年を経た後の速やかな時期」といふ場合には、五年の期間が経過した後のできるだけ早い時期と

いう期間でございまして、五年の先の話でござい
ますが、五年をめどといひますと、五年という期
間を中心としてそのときまでというふうに理解
しておるわけではございまして、五年程度を目標と
している、こういうことではないかと思ひます。
いずれにせよ、その後に「までに」ということが
ございまして、それまで何もやらなくてもいい
ということではなくて、一応とにかくそこにター
ゲットを設けまして検討を進める、こういうこと
であると理解しておるところでございまして。

○北村哲男君 わかりました。

そうすると、私どもとしては五年たてばとにか
く一巡するから待とう、しかし五年たつたらもう
本当に速やかな時期に改正作業に入るといふふう
に頭に入れておいてよいということですね。

○政府委員(高橋雅二君) 最小限そういうふう
に考えております。

○北村哲男君 それから、「適切な処置を講ずる」
というふうに附帯決議の第一項に書いてありま
す。「適切な措置」というのも非常に抽象的な言葉
でありますけれども、これは指紋押捺制度の全廃
あるいは常時携帯義務の再検討というものを含め
ているかどうかを明確に答えていただきたい。

○政府委員(高橋雅二君) 一項に書いて「適切
な措置」といふのは、ここに書いてございま
すように、「外国人の人權を尊重して諸制度の在
り方について検討し」ということでございまして
で、外国人登録制度そのものを検討することでご
ざいまして、当然同一人性確認の手段として今新
しく採用した手段のほかに、元来、もともと問題
になっておりました指紋押捺制度、それにかわるも
のの開発というものは、これは六十二年の附帯決議
の中に我々政府として義務を課せられた問題でござ
いますので、当然そういうものも全部含まれた
意味での、そういう検討事項にはそういうものも
当然全部含まれておる、それを踏まえた上での
「適切な措置」、こういうふうに考えております。

○北村哲男君 次の質問に移ります。
附帯決議の二項でございけれども、これは罰則の問

題についてございまして、これは他の法律と
の均衡及びこの法律における罰則間の均衡などを
検討して、適切な措置をとることが必要であると
考へるわけですね。このことの検討に当たっては、
外国人登録法の目的とも密接に関連するものであ
ることを銘記していただきたいわけですね。また、
在留外国人の基本的人權尊重の観点からの対応が
これも必要であるので、それらを十分に配慮する
方針を明確にしていきたい。

それには、戸籍法とか住民基本台帳法等の仕組
みについてもこれを十分に検討していただいて、
それらの仕組みを在留外国人行政へ反映すること
を求めたものであることを認識していただきたい
と思ひわけですけれども、その点についてはいいか
がなものでしょうか。

○政府委員(高橋雅二君) 罰則の問題につきまし
ては、衆議院におきましても、また本委員会にお
きましても、また本会議におきましても、いろいろ
御指摘を受けたところでございまして、この検討
に当たりましては、御指摘を受けました点を含め
まして十分検討したいと思ひます。

その際におきましては、今、先生御指摘がござ
いましたけれども、この法律の目的を達成するに
は合理的な仕組みとしてはどういうものか、いいの
か、ほかの法律との均衡はどうなのか、それから、
日本が締結している国際的な条約の観点から
見て問題はないのか、現在の情勢下においてどう
なのかというところをいろいろ総合的に勘案して見
直して検討をいたしたい、こういうふうに考えて
おるところでございまして。

○北村哲男君 私は、先ほどの質問の中でもう
一つ、国際人權規約、すなわち通常いわれるB規
約と言つておるのでございけれども、市民的及び政治
的權利に関する国際規約、これはもう既に日本が
一九七九年に批准している条約なんです。これを
今も指摘されたと思うのですが、確かにB規約の
中の十七条あるいは二十六条、そして十二条、す
なわちこれは幸福追求の權利あるいはプライバシー
を守る權利、さらに法のもとでの平等の權利

等々が内外人平等にひとしく保障されなければなら
ないということを強く規定してあります。日本
国憲法をさらに進めたような形になっております
ので、十分それを考慮の上、この外登法の改正
いわれる見直しをしていただきたいと存する次第
です。

ところで、さらに幾つか聞いていきたいと思ひ
ますが、附帯決議の第三項で、「指紋押捺拒否
者その他の外国人登録法違反者に対しては、その
実情を踏まえ、人道的立場に立つた対応を行うこ
と。」と書いてありますが、これはいわゆる現行
法のもとでの押捺拒否者というのか、あるいは法
律改正後の指紋押捺拒否者その他の違反者とい
うのか、それとも双方を含むのか、ちょっとあい
まいなんです、このまま読めば別に法律施行前も
施行後もないと思ひますけれども、その辺につ
いて説明を求めたいと思ひます。

○政府委員(高橋雅二君) 衆議院の附帯決議の第
三項にございまして「指紋押捺拒否者その他の外
国人登録法違反者」に対する対応の件でございま
すが、この件に関しては「その実情を踏ま
え、人道的立場に立つた対応を行う」ということ
にされておりました、外国人登録法違反者につ
きましては、本改正法成立の前後を問わないとい
うこととなっておりますので、本改正
の成立前の違反者及び成立後の違反者も両方を含
むというふうに私たちがとしては理解しているこ
ろでございまして。

○北村哲男君 その辺はぜひ確認しておきたか
つたところでありまして。

それから、第四項は、常時携帯・提示義務の運
用について一層の常軌的かつ弾力的な運用に努め
るとともに、その規定のあり方についても、所持
または保管というふうな現状を一步進めた制度上
のあり方の問題についても検討を要する趣旨で
あることを認識していただきたいのですけれど
も、ここに書いてあるところをそんたくします
と、「外国人の日常生活に不当な制限を加えるこ
とのないよう配慮し」ということは、幾つかの

判例にあるように、現状ではないということを再
三説明されましたが、かつては外国人の日常生活
を不当に制約した憲法であったというところは十分
認識していただきたいし、さらに、「いやしくも
濫用をわたることのないように努めること。」と
いうふうにあえて附帯決議に規定したのは、乱用
があったというこの反省のもとに立つた決議で
あるということも十分認識していただきたいので
すけれども、その辺についても簡単に御見解をお
願ひしたいと存じます。

○政府委員(高橋雅二君) この常時携帯、それか
ら提示義務等の規定の運用に当たっては、再三こ
の委員会及び衆議院の法務委員会におきまして、
大臣からも常軌的、弾力的に運用を行うというこ
とを申し上げたところでございまして、その申し
上げた背景には、いろいろな方から乱用と言え
るケースはないかと言われようというケースもあ
り、そういうことではないかと思ひます。

これは、そういふことではないかと思ひます。
ここではっきりと「日常生活に不当な制
限を加えることのないよう配慮し」というのは、
明確に、この外国人の登録の目的に照らして相
当でない運用をすることによって、外国人の日常生
活に不必要な制約や支障を生じさせることがあ
つてはならないという例示として規定したと、こ
ういうふうに理解し、これを念頭においてこの運用
に当たっていただきたい、こういうふうに考えてお
るところでございまして。

○北村哲男君 最後の質問になりますが、私
いろいろと述べてまいりましたけれども、大臣も、社
会情勢が変わつたり国際化が一層進展したりとい
うようなときに、制度の運用実績等を踏まえて検
討を続けていくことは所管省庁として当然とい
ふような発言をしてこられました。我が国の置かれ
て国際的立場に配慮して、また衆議院でなさ
れた附帯決議はもちろんのこと、衆議院、参議院
両院を通じて国会審査の趣旨を体して、政府と
しては人權尊重に十分配慮した外国人登録制度へ
の速やかな改善の決意をしていただきたいと思ひ

のですけれども、最後に大臣からお伺いしまして、私の質問を終わりたいと思います。

○国務大臣(田原隆吉) 貴重な御意見、たくさん今までの議論、これからは何うと思ひますが、よく肝に銘じて運用に当たって、特に温かい血の通った運用をすることにより、なおまた運用上得られた知識を十分生かしてこれからの行政に資してまいりたいし、また五年後の見直しの規定についても誠実にいろいろの情報を集めて検討してまいりたい、このように考えております。

○北村哲男君 どうもありがとうございます。

○委員長(鶴岡洋吉) 午前の質疑はこの程度にとどめ、午後一時まで休憩いたします。

午前十一時五十六分休憩

午後一時一分開会

○委員長(鶴岡洋吉) ただいまから法務委員会を再開いたします。

委員の異動について御報告いたします。

本日、糸久八重子君が委員を辞任され、その補欠として会田長栄君が選任されました。

○委員長(鶴岡洋吉) 休憩前に引き続き、外国人登録法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○中野鉄造君 前回に引き続きお尋ねいたしますが、きょうは総括的なお尋ねをいたしたいと思ひます。

そこで、まず冒頭に、この法案で在留資格によつて指紋捺捺義務を変えたのはその定着性によるものだとお尋ねしておりますけれども、ここでもう一遍その定着性というものがどう定義されるのか、その点をはつきりさせていたきたい、これがまず第一点。

それと、果たしてこの法案を立案されたその時

点で考えられた永住者とその他の定住者等の間に言われるような定着性に差があるものなのか、その点も疑問に思ふわけですが、指紋捺捺に心理的な負担が伴うことは、これはやはり法務省も認めておられるからであると思ひます。永住者でないといつても地域への定着性がある方は、これはたくさんいらっしゃるわけですから、心理的負担を与えてまで一年以上の在留資格者に指紋を求める必要があるのかどうか。

また、登録証明書に指紋を転写することによる不正使用に対する心理的抑止という効果について言えば、署名で代つてこれと同じことが言えるんじゃないか、こういう気がするんですが、この二点、まずお尋ねいたします。

○政府委員(高橋雅二君) お答えいたします。

定着性というものをどういふふうに定義するかというのがまず第一の御質問でございますが、私たちがいたしましては、定着性というものは、我が国に長年在留すること等によりまして生活の基盤が築かれ、我が国社会と密接に結びついて社会生活を営んでいる状態といふふうに解しております。このような外国人は我が国社会との有機的関連が相当強いといふので、親族、知人、友人等多数の関係者が存在しているということが通例でございます。

そういうことで、今度私たちが、六十二年の外登法改正の際の附帯決議によりまして指紋捺捺制度にかゝる手段を開発せよということ、研究の結果開発いたしました写真と署名とそれから一定の家族事項を登録してもらうということによるこの複合的手段の有効性ということを考えますと、我が国社会に定着性を高めている、定着性の強い人たちがいるのは、これは非常に情報量も多いわけでございますので、こういう人たちについてはこの新しい制度が有効に働く。そうではない人たちは、すなわち永住者ではない人たちは、中には極めて定着性を高めている方も今先生御指摘のようにある場合もあるかと思ひますが、類型的に申しますとやはりそういう方々は定着性が低いので、

この新しい手段は有効に働かない。こういうことで、新しい手段を適用するに当たっては定着性に着目いたしまして永住者及び特別永住者に適用する、こういうことにしたわけでございます。

○中野鉄造君 そうしますと、永住者については、通常では写真と署名によって同一人性の確認は可能だと思ひます。それが一つです。

それと、永住者と一年以上の在留資格外国人についてその扱いを異にしたのは定着性が認められるかどうかによるものだと、こう説明されておりますけれども、その定着性というものが家族事項を登録させることにつながつたと、こういうふうに理解してもよろしいでしょうか。

○政府委員(高橋雅二君) まず最初の御質問は、永住者及び特別永住者について、写真、署名の複合的手段によつてどの程度同一人性の確認ができるかどうかということでございますが、もちろん終生不変、万人不同という性質を持ちます指紋、指紋と申しますのは同一人性確認のために非常にすぐれた手段でございますが、先ほど来から御指摘ありますように、この指紋については心理的負担といふことを感じられる方もおられるといふこと等いろいろございまして、これにかゝるシステムを開発していただくわけでございます。

それで、私たちいたしましては、今度の写真、署名、さらに一定の家族事項を登録ということ、この三つを組み合わせたならば、永住者、特別永住者の方々に限らずにほぼ指紋と同じ程度の確度を持つて有効であると、こういう結論に達した次第でございます。

それから、第二番目の御質問は、永住者と一年以上の在留資格を有する者との間で定着性に差があるということから家族事項を登録させるということになったのかということが御質問かと思ひますが、今先生のおっしゃつたとおり、その定着性ということがこの家族事項を登録していただくということにつながつてきているわけでございます。

先生の御指摘のとおり、そういうことから家族事項を登録していただくということに、逆になりますけれども、家族事項を登録していただくということはすなわち定着性がある方に有効である、こういうことでございます。

○中野鉄造君 そうしますと、大臣にお尋ねいたしますが、今回指紋捺捺義務の残る外国人については、政府側の意見としても、今後、家族事項登録に基づく確認と同じ程度の確認方法が開発されたらならば指紋捺捺は全廃できると、こういうふうに見てもよろしいでしょうか。

○国務大臣(田原隆吉) 先生の御質問をもう一度ちょっと振り返つてみますと、結局指紋とその代替性のものとの関係になつてくると思ふのですが、指紋は万人不同、またいつも変わらないという不変性があつて、その効果を一〇〇と見ると、他の方法でそれに近いものとして開発されたのが今度の三点セットである。それもしかし、一〇〇まではいっていない。九九・九かもしれない、少し何か数学的、統計学的に見ますと、そこを補うものが定着性であろうと思ふのです。

その定着性というのは、先ほど説明しましたように、インフォメーションの量とかさういふものが全然違つたか、相互関係が違つたか、お互いに理解し得る有機性を持つて、日本の風土もよくわかつていただけたら、さういふことからこれが代替性があるといふふうに考えておるわけでありませう。

特に永住者の方、特別永住者の方はさうでありませうが、今先生のおっしゃるものは、もしそれが開発されたら要らないではないかと。論理的には私は、完全に完璧なもの、今後開発されれば検討に値する事項であらう、さういふふうに考えておるわけでありませうけれども、非常に難しい。相当突っ込んだ勉強をしてこれからの運用その他の情報も集めて、そしていろいろ勉強してみることが必要である、検討しなければいけません、またこれは積極的に行つてみなければいけません、さういふことだと思つております。

○中野鉄造君 今、大臣がおっしゃったように、一〇〇とはいかなくても九九％といったような表現がありましたが、私のお尋ねしているのは同じ程度のことと、同じとは言っていないんですが、そういうところから言いますと、これを逆説的に言えば、じゃ、これはいつまでたっても全路ということにはならないのかなど、こういう気もいたしますけれども、そのところをもう一度。

○国務大臣(田原隆吉) 仮に、これは仮定の問題ですけれども、指紋にかわる人権を余り傷つけない、尊厳性を傷つけない方法が開発されたとしたら、これは一〇〇％のものが開発されたとしたら話は別でございますけれども、現在の手法を延長していくと、写真の技術その他の技術、今のサインから同一人性を認める技術その他が物すごく進んできたときには九九・一％が九九・九九％になるかもしれないし、これはもうニアリーイコール一だと思われるかもしれません。そういうのは非常に技術的にこれからかなり勉強しなければいけません。問題だろうと私は思うわけです。

ただ、定着性のある人、特別永住者及び永住者の方はいろんな社会的条件、その人の条件からいって、インフォメーション、情報の量が全く違う、統計的に。ただ、これも特別の人はいまが。したがって、こういう線引きをせざるを得なかったけれども、今後のそういう補う方法、その三点セット以外のものでも補うもの、あるいは三点セットそのものですぐれた一つの手法ができるということがあれば別問題だろうと、こういうふうに考えております。

○中野鉄造君 次に、罰則の点についてお尋ねいたしますが、まず一つは、現在指紋押捺を拒否している方たちは何人ぐらいいらっしゃいますか。○政府委員(高橋雅二君) 現在、指紋押捺を拒否している方は、平成四年三月三十一日現在で百七十七名でございます。

○中野鉄造君 昭和六十二年の改正のときもその附則で、法律施行前にした行為について罰則の適用

用は従前どおりとする、こうされておりました。本案においても同様の附則がついておられますけれども、このような附則がなぜ継続して残されているのかということ、現在指紋押捺拒否者についてこの附則によって処罰が可能となるわけですが、今回の法案の趣旨からするとその処罰は弾力的な扱いが望まれるんじゃないのかという気がいたしますけれども、この二つの点についてお尋ねいたします。

○政府委員(高橋雅二君) この罰則がございすのは、けさほどいろいろ議論がございましたところでございしますが、制度の有効性といえますが、目的を確保するために罰則が設けられているわけでございます。この制度が切りかわるときにありまして、やはりその罰則がその制度と一体となつて機能する必要がある、こういうことで前回の改正のときも今回の改正のときもこの罰則に関しては「従前の例による」という規定を置いているわけでございます。

しかしながら、今、先生御指摘のように、この法改正の趣旨ということを考えますと、この適用に当たっては十分考慮しなければならぬではないかという考えがもちろんございす。そういう観点から衆議院におきまして、この指紋押捺拒否者に対する扱いといえますか対応について、人道的といえますか、そういうこの法改正をする趣旨に沿った対応をするようにという附帯決議がなされた私たちとしては理解しております。今回の改正に当たりまして、法制度に伴う罰則は罰則として単に機械的に適用していくということではなくて、その法改正の趣旨を十分に踏まえて対応していきたい、こういうふうに考えているところでございます。

○中野鉄造君 次に、登録証明書の提示義務についてお尋ねいたします。最近、不法残留あるいは不法就労外国人の増加はいろいろな大きな社会問題にもなりつつあるところですが、その摘発というときに外国人登録証明書の提示を求めていくというようなこと

がこれからはしばしば想定されます。しかし、その不法残留者の摘発に熱心な余り、せっかく常識的かつ弾力的な運用が定着してきたものが外国人に不愉快な思いをさせるようなことも予想されるわけですが、そのようなことのないように入管あるいは警察当局はこの運用方針についてどのような対応をされるのか、その決意のほどをお示しただきたいと思ひます。

○説明員(奥村萬壽雄君) 不法残留外国人や不法就労外国人の増加に伴いましてこれから登録証明書の提示を求める機会等も多くなるであろうことは御指摘のとおりでありまして、外国人の身分関係、居住関係を確認する必要がある場合に登録証明書の提示を求めているわけでありまして、単に外国人であるという理由だけで無差別に登録証明書の提示を求めることはしてはいいところでございます。

警察といたしましては、登録証明書の提示要求あるいは不携帯事案の取り締まりにつきましては、今後とも場所的、時間的条件あるいは被疑者の年齢、境遇、さらには違反態様など総合的に勘案をいたしまして、法律の許す限り常識的かつ柔軟に対処してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○中野鉄造君 そこで、警察庁にお尋ねいたしますが、最近、この近年、もうおとし、去年、ことしと年々外国人同士のけんかだとか、あるいはそういうようなことによる殺人だとか、あるいは自殺者だとか、そういったようなものが頻発しておりますけれども、その数、大体どのくらいございますか。

○説明員(奥村萬壽雄君) お答えをいたします。外国人が殺人の被害者になつて件数でございます。それから外国人が被疑者として検挙をされました殺人事件であります。これも平成三年中五十四件でございます。本年の分につきましても、現在集計中でまだ出ておりません。

○中野鉄造君 外国人が何者かに殺害された、そしてその殺害された外国人がどこののだれであるかというようなことを判定するのはどういふふうに今までなされてきたのでありますか。

○説明員(奥村萬壽雄君) 被害者の死体の身元確認の方法についてでございますけれども、これは逐一統計をとっておりませんのですべてのケースについて申し上げることは困難でございますが、一般的には被害者が所持しております旅券とかあるいは外国人登録証明書によりまして身元を確認する場合があります。特に殺人の被害者あるいは自殺者等の死体につきましては、最終的な身元確認方法といたしまして指紋とかそれから歯形を使うことも多いわけでございます。外国人登録の指紋を用いて身元確認をすることもあるというふうに承知しております。

○中野鉄造君 身元がなかなかわからない、外国人であるということは大体わかるけれども、そういう証明書を所持していない、そういうときには身元の確認のしようがないというようなことも多々あると思うんですが、そういうときにはどういふふうに処理されますか。

○説明員(奥村萬壽雄君) 例えば一つの例で申し上げますと、一昨年の九月、これは東京で発生した殺人事件でありますけれども、この場合は、被害者が中国人の方であることはわかったわけでありまして、この被害者の中国人が他人名義の旅券で入国をしておつたということで身元特定が大変難航いたしました。その後の捜査におきましてこの被害者が以前に日本にいた経験があるということがわかりまして、その際に外国人登録を行つていたということが判明をいたしましたので、区役所で保管をしております登録指紋と照合いたしました、ようやく身元確認をしたというような事例がございます。

○中野鉄造君 今後やはりこうした事件は、ないにこしたことはないんですけども、また発生するということは十分予想されるんですが、そう

いう際に警察当局として、これは指紋があつたならば身元が早く明確になるがといったような、そういうことも予想されますか。

○説明員(奥村萬壽雄君) ただいまの事例で申し上げましたとおり、なかなか外国人であるということがわかりましてもその身元確認がきつちりと判明しないことが多いわけでございます。そうした際にはやはり指紋を使いまして身元をきつちりと確認するということが可能になるであろうというふうに考えております。

○中野鉄造君 次に、入管関係についてお尋ねいたします。

指紋押捺義務の廃止対象者として、法案資料では特別永住者として六十万人ということが説明されておりますが、実際のところいかにいふののか。また、いまだ特別永住の許可を得ていないのもその特別永住の資格を有している定着性を持った在日韓国人の方はいくらいらっしゃるのか。それと、これらの人々についても指紋押捺を求めなければならないというのはいかなるものか。この三点についてお尋ねいたします。

○政府委員(高橋雅二君) この法改正案の対象となります指紋押捺を免除される人たちの数でございますが、平成二年十二月末現在の統計で申しますと、特別永住者は六十万二千五百二十五人でございます。全体は百七万五千三百七十七人でございますが、特別永住者は六十万二千五百二十五人でございます。そのほか永住者は四万二千九百十三人でございます。この合計の六十四万強の方々が、特別永住者及び永住者でございますが、の方々が今度新しい制度の対象となりまして、指紋押捺にかかわる三点セットと申します。新しい同一人性確認の手段というものを採用する対象になるということでございます。

そのほか、今お尋ねになりましたそれ以外の在日韓国人がどの程度いるかということにつきましては、ちよつと今手元にございませぬけれども、もろろん在日韓国人でそういう特別永住あるいは永住の資格を持っていない方もおられます。そう

いう方々はやはり現行どおり一年以上滞在する場合は指紋押捺していただくわけでございますが、基本的にはこういう方々は特別永住者の方々でございます。我が国社会における定着性を有してない、こういう考え方でございまして、現行どおりのシステムといひますか制度を適用していく、こういうことでございます。

○中野鉄造君 最後に、大臣にお尋ねいたしますが、まず一つは、そもそも指紋押捺制度が導入されたその社会的背景を御説明いただきたいと思ふんです。

二番目に、今回の改正に対する認識について、私の質問でかつて大臣は、今後国際化の進展など社会情勢の変化と技術の進歩を見て指紋押捺制度を検討していかなくてはならない、このようにお答えいただいたわけですが、私は少なくとも指紋押捺制度導入時における社会情勢と今日とは既にかなり変化しておると思うわけですが、この点いかがでしょうか。

今回の改正の理由として、指紋押捺にかかわる制度の研究開発の結果と、こう言われておりますけれども、今回の措置は、研究なされたという点ではこれはそうだと思いますが、開発などという点では大げさなものじゃない、ただ写真と署名といったようなことで、開発なんというもののじゃ決まてないんじゃないかと思ふんですけれども、今後指紋押捺義務を残された人たちの同一人性確認の手段の開発というのはいかに主体となつてどのような技術開発をなされるのか、今後の検討に対する決意なりあるいは対応なりをお尋ねいたします。

○国務大臣(田原隆君) 最初にお断りしたいのですが、背景についてはちよつと実務的なことですので、最初に答えていただいてからにします。

○藤原委員(本間達三君) 指紋押捺制度が最初にこの登録制度の中に採用されたのは昭和二十七年でございます。その当時の日本国内における状況というものはたゞいまの状況と著しく違ふというふうに私も承知しているところでござ

いまして、当時在日の朝鮮の方々が圧倒的に日本におけるいわゆる外国人とみなされた時代だったと思ひますけれども、そういう方々が多くおられたと思ひます。

その当時における管理の方式として、登録制度というのはその前からございましたけれども、同一人性の確認という手段といたしましては単純に写真というものが中心になつてなされておつたという状況であります。当時、混乱期でございまして、配給制度の実施等の場面におきまして、二重配給を得るために二重登録をし、あるいは他人名義をかたてていわゆる幽霊登録というふうなものもございまして、非常に登録制度が乱れておつたというふうなことを私も承知しております。

そういった背景とか、あるいは不法入国とか密入国事案も少なくなつたということでもございまして、外国人の管理ということが非常に難しくなつておりました。何とか外国人の同一人性をばたけたりと確定する方法ということで指紋押捺制度というものが採用されたというふうに承知しております。

○国務大臣(田原隆君) ただいま昭和二十七年に制度を導入したときの背景について説明ありましたが、当時と現在とは取り巻く内外情勢はかなり違つておると思ひます。ただし、この登録法の目的であります外国人の公正な管理に資するといふ点において、その外国人の同一人性を確認するための手段として何らかのものが必要であるという点においては私はまだ同じではないか、その同一人性を確認するということについては変わつていない、このように考えております。

今度の改正のような手法を取り入れることもその同一人性確認のための手段であります。私は、しかしこの制度はその時代に合ったものでなければいけませんから、内外の諸情勢が変化すればそれに適応していかなければならぬし、在留外国人の人権にも特に配慮しなければならぬというのはいふまでもなく当然であると考えておりますので、今

度の法改正する場合もその点は特に考えてきたつもりであります。今後ともこの人権という点その他、これから変わつていく内外情勢に対しては常に勉強して検討の材料を集めておかなければいかぬというふうに考えております。

また、この法の運用については、何度も申し上げておりますように、人道的な立場に立つて血の通つた運用をして、しかも積極的に、繰り返してまいりますけれども、運用によつて得られる情報を集めてそして検討の材料を蓄積しておくということが必要であらう、こういうふうに考えております。

また、先ほどおっしゃつたように、どこが行うか、どこが主体となるか、これはもちろん一課でできるようなものではなくてまたがっておりますから、法務省入管局が中心になつて法務省警署やらなければいかぬ問題であらう、こういうふうに考えておりますので、そのように御理解いただきたいと思ひます。

○中野鉄造君 はつきり申しまして、技術開発というふうなことはもうできないんじゃないかと思ふんですが、どうですか。

○国務大臣(田原隆君) 非常に難しい御質問でございます。ただ私、最初から理論的に説明すれば、指紋を一つとした場合に、その効果に非常にもうほとんど差のないほど近づけていく手段が今の段階で今度の制度である。これにとつてかわるものはどうやってやるかということとは、今最高のもので出た瞬間でございまして、これから問題としてやはり積極的に取り組んでいかなければいかぬ問題であります。その可能性云々についてははなかな私も答弁申し上げるのは困難であると考えております。

○中野鉄造君 終わります。

○橋本敦君 最初に、前回の質問の最後で指紋原紙の廃棄処分に関連して私の方から提起をした質問に対して、きょうまでに検討して答弁をするというこの留保がございましたが、その件についてお答えをいただけるのかどうか、まずこれを

お伺いしたいと思います。

○政府委員(本間達三君) 前回御審議いただきました際に橋本先生から宿題をちょうだいいたしました。登録原票上の指紋の取り扱いについてどうするかという御質問で、廃棄するのかもしれないから今回でございますが、本日までにお答えをするというふうに局長から答弁いたしました。

結論から申し上げますと、現時点においてこの点についての結論がまだ出ておりませんので、もしばらくお時間をいただきたいと思いますというのが結論的なお答えでございますが、この点につきましてちょっと事情を御説明いたしたいと思います。

前回お答えしたときにもちょっと触れましたけれども、登録原票と申しますのは在留外国人の在留に関する重要な記録でございます。適正な登録行政運用の点からこれを永久に保管する必要があります。と私どもは考えているところでございます。

ところで、登録原票上の指紋はその原票の一部でございます。その指紋の抹消ということになりますと、そのような行政運用上重要な文書の一部廃棄ということに相なるわけでございます。ひいては記録の完全性を損なうということになり、登録行政全般に支障を及ぼしかねない大きな問題であるというところでございます。したがって、その原票上の指紋の抹消につきましては、なおいろいろな観点から慎重に検討してまいりたいと思っております。

○橋本教君 基本的には指紋原紙は廃棄処分にするということではございしているわけで、当然法律上指紋を存置しておく根拠がなくなるといふような体制に入っていくわけですから、登録原票に存在する指紋も、基本的には指紋原紙の廃棄処分と同じように廃棄の方向で検討するということを私は強く要請をして、そしてそれを含めて技術的な問題があるので検討するということではないかという議論があったわけで、この問題については私が提起をした趣旨から、基本的に法務省としては人権上の正しい処置がとれるように検討を至急深めて

いただきたいと思います。その点をよろしく思います。

○政府委員(本間達三君) 先生の御意見も踏まえて慎重に検討してまいりたいと思っております。

○橋本教君 それでは、きょう私は罰則の問題について質問をしたいと思っております。基本的には私は、我が党が衆議院で修正案で提起したように、罰則は全面的に削除をして行政罰としての範囲にとどめるといのが基本的に正当だということに考えているわけであります。特に、これまでも当委員会でも衆議院でも議論をされてきた数々の問題の中で、登録証の常時携帯・提示義務、この問題は極めて重大な問題を含んでおるわけでございまして、この問題について私からも二、三ただしておきたいと思うわけであります。

その一つは、常時携帯義務が課せられるということは、外国から日本にいらした皆さんで在留あるいは日本上陸を許可された皆さんは一般的には旅券をお持ちですから、その旅券については常時携帯ということが原則的にはございしております。これは言うまでもない。ところが、その定住者の皆さん、この外国人登録をする皆さんについては、今度は登録証を発行してそれを所持させるということを義務づけ、しかも、それは罰則で強制がある、こういうわけですね。一時在留の皆さんは旅券でその身分を明らかにするといふのはわかるんですが、定住者の皆さんについては、定住性、定住性があって同一性の確認はいろいろな方法で可能になっていく人々であるにもかかわらず、常時携帯・提示義務というものを罰則で強制するといふ合理的な理由があるかどうかという疑問が私はやっぱりあるんですね。

そこで伺いますけれども、提示を求められるというときは、何らかの犯罪の嫌疑があつて職務質問と、基本的にはそういうスタイルが原則だといふように審議官も答弁されたと思いますが、それは間違いありませんか。

○政府委員(本間達三君) 以前にそういう御答弁を申し上げました。そのとおりでございます。

○橋本教君 ですから、常時携帯義務というものは、常に外国人であるならば必ず提示を求めて常時携帯しているかどうかを調べるよと、こういう意味で法目的があるわけじゃないはずなんです。ね。だから、何らかの法的必要があつて同一性を確認する必要があるときに持つていくべきで、見せてくださいよ、そういう限度にとどまるわけでございまして、そういう限度にとどまるものを罰則で強制するといふ必要が一体どこにあるかということになると思ふんですね。

そこで、しばしば議論されたように、同一性を証し得る他の資料を持つている場合にも、なおかつ同一性を確認の必要性がそれで足りていない場合でも、提示義務あるいは常時携帯義務ということになりますと、これは局長も審議官も御存じのように、大阪高裁で不携帯無罪判決、実質的違法性が無いと、運転免許証あるいは学生証で写真その他添付されているものによつて同一性を確認はできているから、実質的に違法性はないということである。無罪判決があつた。私は、これは当然の法の適用であり、正しい判決だと思ふんですが、この判決についての御見解はどうですか。この判決は確定していますよね、確定判決。

○政府委員(本間達三君) 先生御指摘の判決でございますけれども、これは免訴という判決で決着を見ておるわけでございます。

先生の御質問の趣旨は、罰則を付してまで携帯義務を課しておくといふ必要性がないのではないかと。……

○橋本教君 その判決の考え方をどう考えるかというところ、法務省として。

○政府委員(本間達三君) 今この判決の細部につきましてはちょっと記憶がはっきりいたしませんけれども、具体的なケースの問題でございまして、個別な裁判所の判断としてそれは尊重すべきだとは思ひます。

ただ、一般的な形でお答えを申し上げるならば、この外国人登録証の携帯の義務を課するという理由は、これまでの審議の際にも何回もお答え申し上げたとおり、当該外国人が許可を得て適法に日本に在留しているのかどうかという点を現場で即時にこれを把握する必要があることによるものであります。

他の手段によつて当該外国人の身分が明らかになれば、その外国人登録証の携帯義務を免除するといふか、あえて課さなくてもいいのではないかと。……

理由は、これまでの審議の際にも何回もお答え申し上げたとおり、当該外国人が許可を得て適法に日本に在留しているのかどうかという点を現場で即時にこれを把握する必要があることによるものであります。

他の手段によつて当該外国人の身分が明らかになれば、その外国人登録証の携帯義務を免除するといふか、あえて課さなくてもいいのではないかと。……

……外国人登録制度を採用いたしましたけれども、やはり長期の在留した外国人の方々にはその身分関係、居住関係をきっちり把握しておくというところで一定事項を登録し、それを登録証に記載させていたに過ぎない。……

……その方が適法な在留者かどうかというところを把握する最も適当な手段としてこの外登録の常時携帯義務を課しているわけでございまして、……

……他の手段があるからといってこれを免除するといふものになりまして、この制度の本来の目的というものが達せられないという場合が出てくるわけでございまして。

例えば、学生証を持つていられるとかあるいは運転免許証を持つていられるといふような制度にいたした場合には、確かにその人がその人であるという限りではわかる場合もございまして、……

……しかしながらその方が果たして現在適法な在留者であるかどうかという点については、今度はそのだけでは十分把握し得ないというのが普通ではないかというふうに考えられますので、……

……いう意味で、外国人登録証の携帯義務といふのは他の手段をもつてこれにかえれば十分といふことは言えないというふうに私どもは考えているわけでございまして。

つけないように、あるいは不当に人権を侵害しないようにという観点から客観的に正しい判断をして運用をしていかなければならぬ。そういう上で、今私が指摘した大阪高裁の一つの判決というのはこれはやっぱり慎重に法務省としても検討するに値する内容を含んでいるのではないかと、私は質問をしているわけです。

そういう趣旨からいって、これの常時携帯あるいは提示義務違反という問題は形式的に論ずるのではなくて、十分に人権の尊重あるいはまた定住者である皆さんの日常生活に不当な不便を与えないという観点から適正な運用を図るべきだというのが当然じゃありませんか。大臣、局長、いかがですか。

○国務大臣(田原陸君) 私またたび申し上げましたように、運用に当たって不当な不便をかけるようにする、人権を尊重するということが等しく同じであります。それは個別にこの場合はどうだ、この場合はどうだという、これはちょっと今なかなか私お答えできませんが、そういう考え方の一つとしてこれからやっていくわけでありまして、それは例えばそこを歩いている外国人の人に、はれ見せろというようにやたらにやるということもこれは当然できないこととありますから、そういうことがないようにということ等を含めて親切な気持ちで今後やっていくということを申し上げているわけでございます。そのとおりにしたいと思っております。

○橋本敦君 つまり、外国人と見たら常に提示義務を發動して、そして常時携帯義務に違反してないかどうかを何の疑念もないのにいきなりそれを調べるというやり方はやりなさんなよというところが基本にあるんですね。大臣もこのことは答えておっしゃっているのではありませんか、それから、今度新設される不署名罪の問題ですが、この署名というのは当委員会でも議論されましたが、例えばその人がなっているその人の国の文字、例えばハンブルグ文字あるいはローマ字、い

ろいろございましょう。それはどういう文字でなきゃならぬかというような規制はしないんですね。

○政府委員(本間達三君) 署名の方式等につきましては政令をもって定めることを予定しております。現在、今のところ私も考えておりますのは、一般に旅券にする場合の署名と同じ形でお願ひするの原則とするという考え方でまとめてみてはどうかというふうに今のところは考えております。最終結論は出ておりませんが、大体そんな方向で考えております。

○橋本敦君 だから、旅券に署名する署名というのは特に法で規制されているわけじゃありませんから、そのことは踏まえておいてもらいたい。

それから、この不署名の罪ということになりますと、署名する意思はあるけれども、字を書くことができないから署名できないという場合はもちろん不署名罪に当たりませんね。

○政府委員(本間達三君) そのとおりでございます。

○橋本敦君 そうしますと、署名しないということとが罰則でなされているこの構成要件というのは、故意に正当の理由なしに署名を具体的に拒否する行為があった場合というように解しているわけですか。

○政府委員(本間達三君) 先生のおっしゃるとおりでございます。

○橋本敦君 この場合に、なぜ署名を罰則で強制することが必要で、過料という行政罰の範囲ではだめなんですか。

○政府委員(本間達三君) 署名は、このたび新たに採用したいわけの三点セットと俗に言っておりますものの一つで同一人性確認の重要な手段ということでございますから、確実に署名を履行していただきたいということで罰則をもって強制するということにしている次第でございます。

○橋本敦君 確実に履行してもらいたいという行政上の要請なら、行政罰の過料の範囲でもその要請ということは満たし得ると思うんです。刑

罰を科さなきゃならぬという合理的理由というのは、私はなかなか説明し切れない難しい問題だと思いますが、なぜ刑罰でなくちゃならないか。それからもう一つの問題として、署名というものは本人の同一人性確認の指紋にかわる手段の一つであるけれども、一番端的に同一人性確認として効率的に即時にわかるのは何と云っても写真でしよう。家族の登録事項とか、これは逆に調べなきゃならぬ。署名も本人署名かどうか確認しなきゃならぬというんですから、そういう意味で、写真というのは非常に私にはわかるけれども、署名にまで刑罰で強制しなきゃならぬという合理的理由には理解しがたいんです。

そこで、そういう問題もあるんですが、こういった行政そのものについて刑罰によってやらなくちゃならぬということは、基本的には私はやっぱり入管法が初めてできたときの管理思想なり治安立法思想ということがずっと残っていく一つの要素になっているというふうに思っています。だから、こういう罰則の問題についても今後の見直しということの中で、合理的な程度で運用の実際にも照らしてどうであるかということも含めて慎重な検討をお願いしたい、私はこういうふうに期待をしておきます。

そこで、次の質問に移っていくんですが、現在我が国には多数の外国人が在留していらっしゃるんですが、それらの皆さんの人権を守り、あるいは人道上我が国として適正な処置をしていくという上で、最近重要な問題として医療の問題がちょっと大きな問題になっているようにござい

あります。問題は、それらの多数の人の国籍その他を調べてみますと、開発途上国のケースの方が多いということが一つ。したがって、ほとんどの方々については生活保護の適用の弾力的運用が必要であつたりあるいは医療費が支払えないという状況があつたりして、それ自体が一つの社会問題化している。松沢病院の例で言いますと、全額自己負担可能であつたのは全体の二九%にすぎないという報告が出ておるわけでありまして。

こういう外国人の皆さんの病気のことに付いて、基本的に病院や医師の立場でいえば、人道上これは診療を拒否するわけにまいりません。御存じのとおり、医師法でも診療拒否はできないことになっております。さりとて、これらの皆さんの医療費をどうするかというところは医療機関にとって重大な問題になっているという意味で、この問題をどう対処するかということが問題になるわけでありまして、これも、この松沢病院の報告書はこう言っております。

医療費や帰国費用等経済上の問題も深刻で、救急事例の大半は健康保険の適用外のケースであり、生活保護の道も閉ざされた現在、個々に対策を積み上げる以外に方法はない状態になっている。とりわけ、いわゆる不法滞留者についての入管法による通報義務や労働法上の権利をめぐって法律上の問題も生じてきている。これらの問題に対しては国としての対応が急がれるということ現場から希望しているわけですね。私もそのとおりだと思っております。

一方、日赤の関係での情報を新聞で見たんですが、日赤も外国人患者の治療費の回収ができないという問題が起きている、全国九十二カ所の直轄病院で近く実態調査をするということを決めたという報道がございまして。この日赤の皆さんの御意見でも、これは厚生省に対する要望になるわけですが、在日外国人の皆さんのこういう問題で人道上の処置というところについては、第一義的には国が対応する方向を打ち出してもらいたいということをお願いしているようにございまして、まさに私

は今日の日本の問題としても重大な社会問題になってきているというように思うわけですね。

そこで、厚生省はこういった問題について実態の調査をぜひ行っていたいで、そしていわれる資格外滞在という場合であっても外国人を診察するといふ、そういう人道上の必要によって行った医療費等についてはどうか、国の責任で早く決めて医療体制に支障がないようにしてほしいという希望もあるわけですが、厚生省としての対応についてのお考えをまず伺いたいと思います。

○説明員(紺矢寛朗君) お答え申し上げます。

先生御指摘ございました外国人への医療の提供につきまして、私どもも重要な課題であるというふうに認識をいたしております。お話しございましたような各医療機関におきましてお取り組みをいただいております事例があるというふうにも聞いておるわけでございます。また、それらの医療機関から国としての対応という声もいただいております。も承知いたしております。

我が国の社会保障制度、今御指摘がございました健康保険、生活保護など基本的にはいわゆる内外国人平等を原則といたしております。したがって、我が国におきまして適法に居住あるいは就労される方につきましては、国籍を持っておる日本人と同様な形で社会保障を適用するという考え方でございます。この点につきましては総務庁の御指摘もございまして、私どもとしては一度の適用の徹底を図っておるところでございます。

しかしながら、今御指摘の事例の中でもございまして、いわれる不法に滞在あるいは就労される外国人の方に対する社会保障の適用につきましては、その前提となります居住や就労の取り扱いの問題あるいは出入国上の御当局の方のお取り扱いの問題などございまして、私どもとしては、現時点におきまして医療保障を行うことは基本的には困難であるというふうに考えておるところでございます。

しかしながら、先ほど御指摘ございましたように、医療機関の対応というものもございします。

で、私どももいたしましては、御指摘ございましたような事例、さらに今後とも状況の把握に努めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○橋本敦君 今おっしゃった状況把握に努めるというこの具体的なやり方はいろいろあるでしょうが、基本的にはまず実態を正確に厚生省として認識する必要があると思いますので、必要な実態調査はこれから検討してやってもらいたいと思います。が、やっていただけますか。

○説明員(紺矢寛朗君) この点につきましては、総務庁あるいは関係省庁とも連絡をとりながら、私どもとしてはできる限りのことはしていきたいというふうに考えております。

○橋本敦君 時間がもうなくなつてまいりましたので、大臣に対する要望を最終的にはお願いをして質問を終わらざるを得ないわけですが、基本的には私どもは指紋捺捺制度の全廃を主張いたしておる立場から、外国人登録証明書の制度も廃止をして、基本的には住民基本台帳を基本とするようなシステムに切りかえる、そうすれば指紋全廃、それに加えて登録証明書の常時携帯という点も、これもなくしていくという方向が出てくるわけでありまして、そういった修正案を衆議院でも提起をしたんですが、残念ながら各党の御賛同を得られませんでした。が、今後の検討課題として、この立場から大臣にもお願いしたいわけでありまして、それは私どもの党だけが言っているんじゃないでして、多くの関係者の皆さんの要望でもあり、参事院の御意見でも出てきておる問題であります。具体的に私は非常に大事なものは、政令指定都市、大阪、札幌、横浜、もちろんその他十二ありますから全部でございまして、その政令指定都市の各市市長の皆さんが実務を取り扱っている立場から、法務大臣あてに、指紋捺捺義務及び常時携帯義務等については、これはもう抜本的な改正が講じられるよう要望してこれまでもまいっております。

ます。特に指紋捺捺制度については、すべての外国人を対象としてこれを廃止されるよう強く要望する。これは大臣も、大臣あての要望書です。かららんになったと思ひます。

そしてまた、日本弁護士連合会、日弁連も平成四年四月十四日に日弁連としての声明を出しまして、今回の改正に当たっては、登録証明書常時携帯制度、これをなくすということにとどまらず、指紋捺捺制度そのものの制度の全廃をやつて、すべての外国人に一律に人権を保障する、そういう制度をつくれということも要望しておるわけでありまして、

こういった政令指定都市からの具体的な要望というものは、私は行政として法務大臣は慎重にこれは御検討になって、そして自治大臣ともこの点については十分な協議をしていただきたいと思うわけでございますが、今後いろいろな基本的な見直しという点については、こうした要望については慎重に受けとめていただくといいことをお願いして、その点の御見解を賜りたい、これが第一点であります。

それから第二点は、私は近ごろ東京入管を訪れまして現場を視察させていただきました。そして、そこで入管の柴田博一局長あるいは倉島研二次長等からお話を伺いましたが、行つてみますと、東京入管、品川から来て広くなったとはいへ、今でも狭いところへたくさん外国人の皆さんお越しになって、一日に二千人からお越しになる。業務量はもう昭和六十年にこっちは来てから二倍、三倍になっておるけれども、人員は今百三十人で、これは二倍、三倍にはなつておるけれども、週休二日制になるということになると、一日の業務量が一五%の割合でふえますから、人員も倍ぐらい欲しいんだというのが本音だということをおっしゃっているわけですね。したがって、これから円滑な行政を入管行政としてやっていくためには、施設の整備、それから人員の整備は絶対に必要だということにははっきりしているんですね。

この二点について大臣の御見解を承って、質問を終わりたいと思ひます。

○国務大臣(田原陸君) お答えいたします。

第一点の日弁連並びに政令指定都市からの陳情、よく知っております。いろいろなことについて御意見を述べておられまして、それらについて我々も検討しましたが、今回の段階においてはこれらの意見も検討した上で提出して御審議願つておるといふことを御理解いただき、今後、運用上気をつけたり、あるいは運用しながら情報を先ほど申し上げたように集めて、そしてこれから五年後の見直し等に対して対処していくという方針でまいりたいと思つております。

また、増員の点については、これはむしろ御質問というよりも御支援の感じと受けとめて、私も昨年法務大臣を拝命したときにちょうど予算の時期でありましたので、当時としては、昨年の倍ぐらいの定数を獲得いたしました。が、情勢がわかるにつれて事の重大さに最近気がついておるわけでございます。一層の努力をしてみたいと思つております。

特に私は、公務員に定年制ができたこと、あるいは定員削減という一定の方向がトータルとしてあるということ等が法務省に対しても一つの影響を与えておるといふことでありまして、これらの問題に有効に対処しなければならぬということもあわせて研究してまいりたい、そのように考えております。

○橋本敦君 終わります。

○萩野浩基君 連合参議院の萩野でございます。

この外登法の法案は、私としましてはまた同僚の委員の方々も、大変重要な法案であるということとで参考人の方々の意見も聞きまして、大体一カ月余やっております。そこで本日は、過去の質問等に重なる点もあるかと思ひますが、三、四点お尋ねしたいと思ひます。

日本が国連人権委員会に出しました文書の内容

と、それから在留外国人の日本での処遇というもの
のギャップが余りにも大きいのではないかと
いうことがよく指摘されます。私もそのように考
えておる一人であります。そこで、国際社会の中
で新たな役割を担っていかねばならない日本
は、内外外国人の平等の原則に立つという意味で、
この外国人登録法を一体的な法律と考へ位置
づけておられるのか、これは基本的なことであ
りますけれども、まず、この点をもう一度確かめ
ておきたいと思ひます。

○政府委員(本間達三君) 外国人登録法の第一
に目的が定められているところでございます。こ
れまでも何回か答弁の中で申し上げてまいり
ましたとおり、外国人の方々の本邦における在留
というものの根拠は、日本の国、国家の許可とい
うことにかかっていることでありまして、これ
に基づくと、在留状況というもののについて、
国としてこれを把握しておくという必要性が
出てきた法律でございます。

○萩野浩基君 これはその目的のところを読めば
わかるんですけれども、私はこの外登法は外国人
の身分それから居住というものを明らかにする立
法と、そのように解しておりますが、それでよろ
しゅうございますか、一言。

○政府委員(本間達三君) 直接的には、先生御
指摘のとおりと思いますが、第一条の規定の仕方
を、ごらんいただければ明らかになりますと、
「外国人の公正な管理に資する」というところに
つながるところの身分関係、居住関係の把握で
ございます。

○萩野浩基君 どうもこれまでの審議過程を見て
まいりますと、何かそれ以外に目的があるんでは
ないかというところが今回のこの審議過程に
おいていろいろと考えられたわけなんです。今ま
での答弁の中から探してみますと、今も似通った
ことをおっしゃられたと思ひますが、公正な管理
といひますか、こういう説明が以前あったのを私
は記憶しております。

そこで、九十日以上三年未満で、私、前にも質

問したのですが、これはちょっとあまい点で
終わってしまいましたので、もう一度聞いておきま
すが、指紋照合のために法務省へ指紋原紙の写し
の送付要請が本当にあったかどうか、この点につ
いて伺ひたいと思ひます。もう一度繰り返します
けれども、何といひますか、不法入国だとかオー
バーステイをしておるとか、そういうものではご
いません。その点事実だけ、時間がもったない
ですから。

○政府委員(本間達三君) 送付依頼というものが
事実としてございます。

○萩野浩基君 何件。

○政府委員(本間達三君) 最近の事例から申し上
げますと、平成三年度中には照会が十五件ござ
いました。

○萩野浩基君 それは私の方もまた調べてみま
すけれども、私の調査の中ではこれは非常に数が少
ない、三カ月以上三年未満の方。

現在非常にコンフューズしている、混乱してお
るのは、この不法入国だとかオーバーステイし
ているそういう人たちがいろいろ問題を起してい
る。そうではない正当なる入管の手続をとって来
られている人、そういう人の中にこの前の参考人
でいらした方もいらっしゃるのですね、でも、エ
ンジニアとか、研究者とか、芸術家とか、学者と
か、宗教家等々、こういう日本にとって日本を紹
介する意味において非常に大切な方々、そういう
もの含まれておるわけですね。その辺のところも
いろいろと今後配慮しなければ、かえって日本を
宣伝していただかなければならないのに、その逆
の効果というものがあつてはならないんじゃない
かと思ひます。

それでは、次に移らせていただきますが、御案
内のとおり、憲法九十二条には「地方自治の本旨
に基いて、法律でこれを定める」とあります。地
方自治の本旨とは、これはいろんな議論があるわ
けでございますが、私は地域に生きる住民の生
活に立脚するといひか、これがやはり大切なこ
とではないかと思ひます。そういうところから考

えますと、地方自治法の十條は「地方公共団体の
役務の提供をひとしく受ける権利を有し、その負
担を分担する義務を負ふ」と、このように掲げ
てあります。私、外国の自治法等とも比較してみ
まして、日本の自治法は非常に崇高なる理念を
掲げておると思ひます。

在日外国人をそこで考えますときに、この中
での負担といふことについて参考人の方々からも
意見が出ましたけれども、税金の平等として憲
法に由来するこの自治法の平等といふものにつ
いて個々における合法性、整合性、やはりこうい
うものが明確でなければならぬ、そのように考
えておりますので、関係当局の御答弁をお願いいた
します。

○説明員(藤沼朗壽君) 自治法十條第二項の負担
の問題でございますけれども、この負担を分担す
る義務といふものは、地方公共団体がいろいろ便
益、役務を提供するに当たりまして経費がかかり
ますが、これらの経費につきまして住民が負担を
分かち合うという趣旨でございます。具体的負担
担につきましては、法令の定めるところによりま
し、地方税ですとか手数料、使用料、そういう
ものが決まっておりますといふことでございます。

地方自治法第十條二項に、地方公共団体の提供
する役務をひとしく受ける権利、こういふのがご
ざいます。これは地方公共団体の公の施設の利
用料ですとかいろいろのものもサービスの、便益
がございます。そういうものの便益につきま
しては法律の定めるところにより住民は平等に取
扱ふべきといふことでございます。この点につ
きましては自治法上外国人も同様に扱われるとい
うことでございます。ただ、いろいろ外国人の取
り扱いにつきましてはそれぞれの法律によりまし
て趣旨、目的がございまして、そういうふう
に決まっておりますといふふうに考えております。

○萩野浩基君 私は、何も外国人の方にすぐ
アメリカでは、地方自治体によつて選挙権を税
を出しておる方には出すとか、そういうのもあり
ますけれども、私はそこまではできるとは言ひ

ません。やはりオブリゲーションとしてタックス
を課しておるということにつきましては、住民と
しての権利といふものもそこに認めていかな
ならない。すなわち、その根底には基本的な人権
といふことも考えられますけれども、そういう点に
おいて私はもっと合法性なり整合性といふものが
明確にされていかなければならないんじゃないか
と考へます。

時間が余りありませんので次に移ります。
先ほど来、今までもずっとそうでありま
すけれども、証明書の常時携帯義務についても、それ
からまた外国人登録証明書のこれにかかわる諸問題
といふことについて議論されてきたわけ
でございますが、私これは感ずるんですが、同じ人間
であるその前に外国人は別だ、こういう考へがど
うも見えてならないわけなんです。こういう考へが
先ほど議論されておる罰則を含め外国人登録法の
精神となつておるんじゃないか。そういう点につ
いて世のいろいろな批判が巷に出ておる。そういう
ことにつきましてどのように考へておる。そういう
ことにつきましては、御答弁をお願いいたします。

○政府委員(高橋雅二君) 今、先生御指摘があ
つたところでございますが、この法律、外国人登録
法といふものがございまして、基本的には日本
人と外国人とは違ふといふことで、何が違ふかと
いいますと、日本に滞在するに当たっては、日本
人は当然のこととして滞在できるが、外国人はこ
れは何らかの形で許可に属しめられていふとい
ふ意味で違ふといふ、そういう基本的な考へ方に基
づいてこういう法律があるわけでございます。

しかしながら、日本がだんだんだんだん国際化
し、日本の社会が変わつてくるということに従
ひまして、実態的にいろいろ外国人が受ける待遇と
いふものは、先ほど来先生の御指摘がありました
ように、内国民待遇がずっと広がつてきていふ
といふことは言えるかと思ひます。そういう意味
で、基本的には外国人と日本人の差がなくなつて
き、だんだんだんだん実態的に差がなくなつてき
ていふ状況は起きていると思ひます。それ

が今後やはり基本的な方向でそういう方向にさらに進んでいくのではないかと、こういうふうに考えているところでございます。

○萩野浩基君 ここで国籍の問題が中心になります。先ほど若干重複いたしますけれども、やはり税金も納めていらっしゃる外国人、そういう者に、それは確かに自動車税、道を走ります。公衆便所も使います。そういうようなサービスは確かに受けていることはわかるけれども、それだけではない、もっと一つの権利として我々は目を開いていかなければならない、そのように考えておりますので、これも参考人の皆さんがひとしく申されたところでありますのでつけ加えておきます。

さて、これからの未来に向けてでありますけれども、国際社会にどうしても日本は今までと違っており一層かかわっていかねばならない。そうなりますと、今回でもいろいろ問題になったのが、やはりその根底に人種的なもの、そういうようなものがあるのと見られる。今回、韓国の方、それから朝鮮の方、台湾の方というのはエクセプトで、それは除くというように形で、私はある程度の前進とは思いますが、逆にその中において差別を生むということも同時にあるわけで、今の段階では、日本の今までの歴史的経過においてまずそこから手をつけていくことは、これは私は理解しておるんですが、将来にわたりますと、この人種差別撤廃条約、それからB規約の選択議定書ですね、こういうものを日本は速やかにこれからの国際社会に向けてはやはり締結し、また批准していく、そういう準備がもう始まっているかならない、こう思うわけです。

このままでいきますと、ともするとアジアの中のアパルトヘイトというように、そういうような言葉も出てくるということになりかねませんので、人種差別撤廃条約及びB規約の選択議定書、これについての進行状況、また将来に對してどうお考えになっているか、御答弁をお願いいたします。

○説明員(吉澤裕君) 人種差別撤廃条約でございます。

まずけれども、これにつきまして外務省といたしましては、あらゆる形態の人種差別を撤廃するというこの条約の趣旨にかながみまして早期締結が重要だと考えているところでございます。

他方、この条約につきましては、この条約が規定いたします処罰の義務というものと、表現の自由と憲法の保障する基本的人権との関係といったいろいろな問題もございまして、こうした点も含めまして関係省庁との検討を一層進めていきたい、このように考えている次第でございます。

それから、B規約の選択議定書でございますけれども、これにつきましても、このB規約に掲げる権利についての個人からの通報にかかわる制度というところでございまして、これが人権の国際的保障のための制度ということで非常に注目されているところでございまして、この制度と国内的な制度との関係等を検討すべき問題もございまして、こうした点を含めまして関係省庁との検討を進めていきたい、このように考えている次第でございます。

○萩野浩基君 最後は質問と申しますよりも、今までの審議過程、また参考人の御意見等も聞いた。したこの委員会のメンバーとして、大臣の方からも前回、以前よりは大部分向きな回答をいただいたわけですが、前回も申し上げましたけれども、参議院の存在意義というのは、やはりアッパーハウスとしてのチェック機能、これが大事だろうと。これが良識の府としての参議院の存在価値であり、またここで意思決定が行われる。そういう中で、これは衆議院から回ってきたので、衆議院ではという前提がちょこちょこ御答弁の中に出ておられますが、私もこの参議院のメンバーとして、当法務委員会のメンバーとして、参議院は参議院としての非常に重要な点があるんじゃないかと思っております。

大変私的なことを申し上げて恐縮なんですけれども、私は、「感性のとき」という、バイリンガルで英語名は「インサイド・ジャパン」という本を出して、今十一版でオックスフォード大学の保存版に

なっておりますけれども、その中で実は私は、十分に参議院がそのファンクションを、その機能を果たしているかどうか疑問を持っているというところを書いたのでもございます。だけれども、現在私がこうして参議院議員であるということに對して責任と、そしてまた運命のいたずらかと、何かそんな感じがするんですが、私は議員といたしまして、また委員として、今回のこの法案に關しましても責任と義務というものをとても強く感じております。

日本で民主主義が根づくには、前回も申し上げましたけれども、アメリカで見られるように、上院、下院と、党は同じでも異なった意思決定がなされたりする。これが決して少なくない。そういうところに両院の存在というものが国民に認められ、そしてデモクラシーが守られていく、そのように私は考えておる一人でございます。

前回の私の質問に對しまして、大臣はかなり前向きな姿勢で考えるという趣旨のようなことをおっしゃいました。これまでの質疑におきまして私が感じましたのは、三カ国を除く外国人に指紋押捺をする義務ということが一点、それから証明書の常時携帯というのが二点、それから罰則、刑罰というこの問題、この三点にある程度絞られてまいりました。

それで、参考人の方々もみずからの経験をもとに我々にいろんなことを示唆してくださいましたけれども、異口同音であったことは、指紋押捺制度は廃止することが日本が国際社会に名譽ある地位を占める意味において非常に大きなアビールになるんじゃないかと、そのような意見が圧倒的でありました。

憲法の前文を考えてみましても、また憲法の十三、十四、十四、国際人権規約のB規約の二条と二十六条、また先ほど申し上げました地方自治法の十、十三、十三、こうしたものも考えてみますと、このリーゾナブルな、合理的なといえますか、またラショナルなそういう合理的整合性ある区別として認める限界というものをやはり幾ら説

明をつけても若干超えているんじゃないかというのが今までの質疑の経過であったらと思うんです。しかし現在、先ほど来数字が出ておりますように、この法案によって救われる人もたくさんおるわけです。

ですから私は、北村委員からありましたけれども、五年後速やかにこれを抜本的な改革というか、そういうものを目指して努力する本当の意味での前向きな意思というふうなものを出して、出すといいますが、前向きにこの五年後速やかに検討するんだという強い意思をもう一度局長並びに大臣からお聞きし、この法案がここにどうなることなく、これから明るい希望に向かって日本が国際社会において発展していけるような形でこの法案を私は考えていきたい、そのように思っておりますので、誠意ある御答弁をお願いいたします。

○政府委員(高橋雅二君) まず、私から御答弁申し上げます。

この外国人登録法の目的は、先ほど来から申し上げましたように、外国人の公正な管理に資することとございまして、指紋をとることが目的ではございません。それで、外国人が日本に来て快適に住んでいただくというの、一つの目的でございますし、入管行政の一つの目的でもございます。また、日本が国際的な社会において名譽ある地位を占めるというの、日本の国家目的の一つでございます。そういう観点からいきますと、我々の今後行すべき検討の方向というものはおのずから明らかになってきているのではないかと思います。

いろいろ貴重な御意見をいろいろなところから伺いました。この委員会を通じて、またいろいろな民間の方あるいはほかの政府の方からも伺いました。そういうものをいろいろ勘案いたしまして十分に念頭に置いて、それから先ほど来おっしゃっております人権規約とかそういうような国際的な約束事もきちっと念頭に置いて検討を進めてまいりたい、こういうふうに考えているところでございます。

○国務大臣(田原隆吉君) お答えします。

ただいま政府委員からお答えしたことで尽きるわけですが、私も重ねて申し上げますが、もともと外国人の公正な管理ということで始まったこの制度でありまして、同一人性を確認する必要はこれ今でもあると。その手段が変わってき、今度ある範囲の方を除いて代替手段が用いられるが、将来どうかというお話になるわけであります。

私は、現在のこの出した法案が今考えておる最高であるとして出したばかりでございますし、これを御審議いただく過程においていろいろなこともお聞きしました。それで、この運用に對しては血の通った、繰り返しになりますが、人道的な、人権をよく考えた、そういう運用をやつてまいり、かつ法の運用に当たつて得られる情報を蓄積してその衆議院の五年という云々の問題に對して対処してまいりたい。

衆議院とのことにつきまして、私も衆議院という考えを持っておりませんが、国会ということ、三権の国会ということでは考えたわけでございますので、当然先生のおっしゃることもよく念頭に置いてやつていきたいと思つていますが、これから法務省みんな挙げて今回の御審議を通じて教訓を生かしてまいりたいと、そのように考えております。

○萩野浩基君 どうぞこれは、これからの国際社会における日本の役割というのにも大変大きく影響してきますので、ぜひとも五年を経た後は速やかにこの立派な法律ができ上がることをお願いして、質問を終わります。

○紀平梯子君 外登法の審議も終りの方に近づいたようでございます。政府の御意見も伺い、大臣の御所見も伺い、また参考人の御意見を伺いながら真剣に取り組んでまいりましたけれども、さらにどうしてもお伺いしたいという部分につきまして、重なるところもございすけれども、お伺いをしていきたいと思つてます。

前回に引き続きまして、指紋押捺制度が三十二万人に及ぶ非永住者の外国人の方々について同一

人性の確認手段として維持されたことに関連して質問させていただきます。

まず、外登法の目的自体は衆議院の法務委員会での法務省あるいは警察庁、外務省などで一致した御見解として我が国在留の外国人の居住関係及び身分関係を明確にし、在留外国人の公正な管理に資することであるというふうにとびたび何ってまいりました。この目的の達成手段として、例えば指紋押捺、署名、家族事項の記載等が有効であるという論議が従来の御答弁で優先されてまいりましたように思えます。しかし、昨今の傾向としまして、司法手続、行政手続上基本的人権に極力配慮をいつつ、一定の警察目的などの制約を人に課す場合にはより制限的でない、他に選択し得る手段を模索し、それによるべきであるというふうな、国際的人権尊重の流れからすれば、指紋押捺の我が国における位置づけにはかなり問題があると思ひます。

つまり、犯罪捜査もしくは捜査の端緒としての同一人性確認手段であるという性格が強いようにも思われます。これを何ら犯罪者でもなく、しかるべき手続を踏んで来日をされた外国人に課してもよいのかというところが疑問が残ります。課してもよいのかというところがこの法案に対する出発点になるべきであつたと思ひます。今回はたまたま一九九一年一月九日、十日に行われました日韓首脳会議での協議事項に基づき、幸いなことに在日の永住または特別永住資格者六十四万人につき指紋採取の廃止が実現し、その限りでは外登法上の人権配慮が一步進んだものとして受けとめられますが、残り三十二万人の非永住者がすっぽりと抜け落ちてしまつたのは大変残念だと思つています。

法務省などの御答弁では、今回の取り扱ひの外国人内での差については、おおむね家族事項の登録をさせることで十分な本人確認の資料となし得るか否かによるのがメルクマールであつたように伺ひますが、家族事項の採用の可否は別として、家族事項の有効性の検証というものはきちんと資

料によつてなされたんでしうか。つまり、非永住者と永住者につき家族持ちであるのか、日本在住なのか、家族登録が本人確認として有効に機能するとみなし得るような事前調査が果たされたのか、お伺いしたいと思ひます。法務省にお願いいたします。

○政府委員(高橋雅二君) 今回の法改正案の作成過程におきましては、指紋押捺にかわる制度としてどういふものがあるのかということも種々検討いたしました。その中には、外国においてどのような方法をとっているかということも参考にしたわけでございます。それで、ほかの外国におきましても家族事項を登録することによつて同一人性の確認というところを行つていふところがございます。そういうところも参考にしたところでございます。

そして、法務省及び市区町村に保管しております登録原票をもとに家族状況等について調査を行うことを含めまして検討した結果、家族事項を三つの手段の一つとして採用することにしたと、社会に定着性を深めている特別永住者にはもちろん有効であるし、同じような状況にある永住者についても有効である。そういう結論に達した次第でございます。そういうことで、この二つのカテゴリーの方々については新しい手段が有効である、こういう結論に達しました。

そういうわけで、今回の法案の提出ということになったわけでございます。

○紀平梯子君 法律であります以上、指紋押捺の廃止対象として明確な区分が必要だと思ひます。その区分の境界が永住者か否かという、いわば歴史的身分の有無に求められたのが今回の改正であつたというふうにも思ひます。

しかしながら、国際化の流れの中で、主に在留一年・五年未満の非永住者でも、企業に就職をしたり、家族を持ち、定住者以上に日本社会に溶け込んでいられる方も多いということを考えると、例へばその家族、または職場の日本人の確認

等によつて本人であることが十分証明できれば、指紋押捺を順次廃止して、しかるべき確認手段に切りかえていくような措置が、残りの三十二万人の方々についても必要であるように考えますが、その御認識はお持ちでございすでしょうか。

○政府委員(高橋雅二君) 私たち、指紋押捺制度にかわる新しい手段を検討するに当たつて、今先生のおっしゃつたようなケースについても検討いたしました。

しかし、一般的に、指紋押捺にかわる同一人性確認の手段としてこの三点セットを使うこととした場合、やはり長年本邦に在留している永住者、特別永住者の方々については有効であります。ほかの方々については、特定のあるケースを見ますと非常に社会における定着性が強いというふうに見られる方もございますが、基本的には一定の活動を継続する、あるいは一定の身分関係を継続する限りにおいて、この在留が認められているというものでございす。

類型的に言つて、我が国の社会に定着性があるということではございせんので、この新しい制度というものがどうしてもまだ指紋にかわるものとして有効であるというところまで判断し得なかつたということで、現在の制度をその方々については適用していく、こういうことになった次第でございます。

○紀平梯子君 警察庁にお伺いしたいのでございますが、今回の外登法の一部改正、特に指紋押捺が署名と家族事項に代替された点につきまして、三つお伺いしたいと思ひます。

その意義、それから、警察庁の今後の事務にどう影響するのか、三番目、非永住者三十二万人に對しまして人権配慮上の措置を貫いていくべきという見解に對してどういふ御意見をお持ちかというところ、これについてお答えいただきたいと思ひます。

○説明員(奥村萬壽雄君) まず、今回の一部改正案の意義についてでございますけれども、今回の改正案は主管の法務省を中心といたしまして、制

度面、運用面、いろんな観点から総合的に検討されまして、今回の成案ができたわけでございます。

この改正案では、在留期間が一年以上の長期滞在者には、従来どおり指紋捺捺制度を適用する。それから、永住者につきましては、写真、署名、それから家族事項の登録を複合的に組み合わせることによりまして同一人性の確認をするという仕組みになっていくわけでありまして、そうしましたことで、外国人登録の正確性を確保しただけ損なわない仕組み、これが維持をされているというふうに承知をしております。

それから、今回の改正による警察事務への影響ということでございますけれども、各種の警察活動を行います上で、外国人の居住関係並びに身分関係が明確になっておることが必要でございますし、また、外国人の同一人性が問題になる場合に、それを確認できるようにする必要があります。今回の改正案は、基本的にはそのような機能を果たし得るものと考えておるところでございます。

それから三番目の、非永住者三十二万人に対して人権配慮上の措置を講じていくべきという見解に対する意見ということでございますけれども、警察といたしましては今後とも外国人登録に関する各種制度を運用するに当たりまして、外国人登録法の趣旨、それから目的を踏まえまして、御指摘の三十二万人の非永住者を含めまして外国人の人権に配慮しつつ、適正妥当に対処してまいりたいというふうに考えております。

○紀平悌子君 続いて警察庁にお伺いしますが、外登録の携帯義務ですけれども、携帯義務違反が発覚する場合というのは、警察庁に聞いていけばどういふ場合に一番多いのか教えてください。

○説明員(奥村高壽雄君) 携帯義務違反が発覚する場合につきましては詳細な統計をとっておりませんので正確に申し上げることは困難でございますが、現在把握している限りにおきましてお答えをいたしますと、外国人が窃盗などいろいろな犯罪

とか法違反を起こした場合に、これを警察が認知をいたしまして、そのとき同時に携帯義務違反が発覚するという場合が多いというふうに承知をしております。

○紀平悌子君 例えば、前々回ですか、参考人への御質問の中で、参考人から出たお話だったと記憶しますけれども、小錦の取組最中の不携帯のケース、これはちょっと笑話のようですね。

これは、いわゆる昭和六十二年の衆参法務委員会の附帯決議以降出されてきたと言われる弾力的適用の一例になるかと思いますが、常時身分を証明し得る状況にあるべきという外国人管理上の要請は必ずしも外登録の常時携帯に直結すべきものではないというふうに思うのです。

そこで、警察庁のお考えを伺いたいのですけれども、昭和六十二年の附帯決議の前後で携帯義務違反の総件数と検挙数の変化、前後三年ずつをお教えいただきたいと思っております。

さらに、この弾力的運用について具体的に通達その他でとられた措置があれば教えていただきたいと思っております。これは法務省にもちょっと質問申し上げたケースですけれども、警察庁からお伺いしたいと思っております。

○説明員(奥村高壽雄君) 外国人登録証明書の不携帯事件の送致件数でございますけれども、昭和五十九年には二千六百七十四件でございまして、昨年は四十二件となっております。大変著しい減少傾向にございます。

逐年的に申し上げますと、昭和六十年が二千八百八十八件、六十一年が千七百八十五件、六十二年が千四百二十八件、それから六十三が七百四十四件、平成元年が二百三十一件、平成二年が九十七件、そして昨年は四十二件というふうになっております。

○紀平悌子君 法務省に前回お伺いしたのですから、時間の関係でさらにお伺いしかねたものですから、再びお伺いします。

て、外登録等によってきちんと管理を受ける外国人等の法的な扱いの平等等というのがあると思ふんです。登録して就労しているという方々が違法精神というか、違法意識を損なうということがこれによってあるのではないのでしょうか。こういう状況を踏まえた上で、今後どんな方針で臨まれますか、これは警察庁にもあわせてお伺いをしたいと思います。

法律というものは、法律の専門家の方々や法務省の方々がわかりやすくなっているように、一般はどういう法律によってこれはこうだとか、入管法、外登録法、二つあるということもわからない方が多いわけですね。

そういう中で、やはり平等でない扱いを受けているという意識は、これは普通人間の間にはあることなんです。その意味でこの間御質問申し上げたんですが、御返事がわかりただけなかったのでもうお願いいたします。

○政府委員(高橋雅二君) 確かに、法律をきちっと守っている人が守らない人に比べて結果として不利な状況になるとか不利な扱いを受けるようなことになるというところは、法秩序の維持という観点から非常に望ましくないことでございまして、極力そういう状況は排除していかなければならないというふうに考えているところでございます。

そこで、今御指摘のありました不法就労者でございますが、不法就労者というのを厳密にとらえるのは非常に難しいんですが、不法滞在についていいますと、今先生おっしゃったように、昨年の五月一日現在で十六万人いるということでございますが、この不法就労の増加というのは我が国の社会経済等に重大な悪影響を及ぼすということで、入管といたしましては定着化を防止しつつ減少を図るという基本方針のもとでいろいろな努力をしております。

具体的に申し上げますと、まず入り口のところで、水際で審査を厳格にして不法就労目的の入国者の阻止を図り、それから在留審査、資格更新、滞在

の更新のときに実地調査を行うなど厳格に審査をするということが一つ。それから、実際にそういうものが行われているというふうな情報をつかみ、かつそういう情報が得られた場合には摘発していくという、そういう摘発活動の強化。

それから、これは法務省だけではなくて、関係省庁と協力しながら情報交換をしつつ不法就労の摘発の推進や、それから不法就労助長罪というのがございまして、そういうものを適用して特に悪質な者を厳重に取り締める。こういうようなことを通じまして不法就労をできるだけ減らしていく、こういう対策を講じているところでございます。

○説明員(奥村高壽雄君) 不法就労者につきましては、昨年の五月の時点で十六万人おるということでございまして、またそれかふえているという話もございまして、こうした不法就労者につきましては、警察といたしましては法務省等関係機関と緊密な連携をとりながら、密航ブローカー、これは先般八丈島とか和歌山の方で中国人の密航がございまして、そういう密航をあっせんするブローカーあるいは就労あっせんブローカー等が介在する組織的、計画的な悪質な事案、それから密航者等につきましては文書偽造、これはパスポートとか外国人登録証を偽造する事案が多いわけでございますけれども、そうした文書偽造を伴うような悪質な事案、そうしたものに重点を絞りますして適切な取り締まりに努めてまいりたいというふうに考えております。

○紀平悌子君 不法就労の方々ににつきましては、私はまた別に意見がございまして、一応それは時間もございせんのでおきまして、それで取り締まりという言葉が強く出ますので、そういうことでなく、法のものや平等というか、その辺についていささかもうちと違った御意見を伺いたかったわけでございますが、次に参ります。

法務省にお伺いいたします。

午前中の永久委員の御質問で十分お答えになった点でございますので簡単に結構でございます。

が、今回の改正で、各地方自治体の窓口での混乱はないというふうにお答えになったように思われますが、各自治体への今回改正に当たっての対応、あるいは人的対応、費用分担の方針、一言二言で結構でございますので、いま一回伺いしたいと思います。

もう一つ続けて、最大の問題でございますこの署名の問題なんですが、前回、文字自体が読み取れない、それから先ほどは職字の問題も出ましたけれども、そういうふうな問題がございます。さらには、呼び出しして書類をお渡しするとき本人の確認はどうやって間違えないようにするのですかというふうな前回伺いましたけれども、何やらちょっと納得できないお答えでもございましたので、いま一回確認させていただきます。

○政府委員(高橋雅二君) まずは、地方自治体を含めましてこの予算措置でございますが、外国人登録制度の改正に際しまして、特別永住者及び一般永住者に対して指紋捺捺制度を廃止し新しい制度を適用するための予算といたしまして、官側写真撮影体制の整備経費、新登録証明書カードの導入経費、画像集中管理システムの導入経費、署名制度の導入経費及び家族事項の登録経費等、外国人登録制度合理化経費として二十億六千八百万円を本年度の予算で措置しているところでございます。

また、新しい制度の導入に当たりましては、窓口におきまして混乱が生じないようにできるだけの措置、マニュアルの作成とかそういうものを含めまして措置をとるとともに、今申し上げました予算措置を通じて、余計な負担がふえないようにしていきたいと思っております。

それから、署名による同一人性確認をどのようにしているのかということでございますが、署名は登録外国人が本人にかわって行うことがないように、申請者本人が市区町村の窓口で行うということとしております。これは十五条にございます。

それで、本人かどうかということについては、

原則としてもう指紋はこの場合使うことはございませんので、写真というものをまず一義的に確認することになるんじゃないかと思えます。それから、署名の確認ということにつきましては、これは特に厳密に筆跡鑑定とかそういう能力がなくともできるような、そういうことで照合するということでは十分ではないかと思っております。その点に際しまして、市区町村の方々が迷うことがないように、具体的なマニュアルといえますか、そういう要領を作成していろいろ指導といたしますか、そういうふうに行うにしていきたい、こういうふうな考えでおります。

○紀平佛子君 恐縮ですが、そのマニュアルの一部というか、間違わないようにやる、例えばどういうふうにするかという何かございますでしょうか。なかなか難しいと思うんですね。

○説明員(山崎哲夫君) 署名につきましては、先ほど審議官の方から答えましたように、政令で定めることになっておりますが、まず一つとしましては、旅券に記載されておる文字によるということとを考慮しております。それによって確認をするということでございます。ただ、鑑定となりますと非常に難しい点がございまして、一義的には、一見して他人のまねをしたような署名につきましては、その特色が現れるものから、その解説書みたいなものを配付するというようなことを考えております。

○紀平佛子君 それでは、厚生省においていただいていると思しますので、先ほど橋本委員の御質問のございましたことと重なりますので、時間は短くて結構でございます。

不法就労者が日本において、けがとか重病、こういうふうなところに陥った場合、どういう措置がとられるんでしょうか。その実態の把握はされているでしょうか。今後どのように対応されていきますか。手短で結構でございます。

○説明員(小沢壯六君) 外国人に対する社会保障の適用でございますが、日本国内に適法に居住する者につきましては内外人平等の原則に立ちま

て国籍を問わず社会保障の適用を一般的にするという建前でございます。

御指摘の不法に滞在する外国人の方々の取り扱いでございますが、これは結果といたしましては、不法滞在が判明すれば出入国管理及び難民認定法の規定に基づきまして強制退去等の取り扱いを行うとしますと、そのことがいけば不法滞在を容認、助長するおそれがあるのではないだろうかというふうな考え方から、私どももいたしましては、不法滞在を前提として医療保障を行うことは困難であるというふうな考え方でございます。実際といたしまして、いわばそういう制度としての医療費の保障というのは行われていないのが実態でございます。

それから、どれぐらひの方が、そういう医療の実態がどうなっているかという調査をしているかという御指摘でございますが、私どもとして全国的な調査はいたしておりませんが、総務庁におきまして行政監察の実態調査というものが行われておりまして、これは不法滞在ということでは必ずしもなくて、不法滞在にかかわらず診療を受けた外国人の方々の実態ということでございまして、平成二年四月から三年三月にかけての調査でございます。五十六医療機関におきまして調査をされました、その間診療を受けられました外国人の方々は延べ三千三百九十六名となっておりますが、そのうち医療費、診療費が未払いとなつた外国人は三十四名であつたというふうな結果であつたと承知しております。

○紀平佛子君 最後に、法務大臣に御意見というか、御所見あるいは御決意をお伺いしたいと思ひますけれども、先ほど中野委員の御質問に対して大臣は、同一人性の確認について、永住者は写真、署名、家族事項が指紋捺捺とほとんど、匹敵すると言ふ言葉は違ひましたけれども、確実な手段であらうというふうな考えでいる、こういうふうにおっしゃったわけですか。

それならば、これはその方の永住性に伴う問題

をちょっと飛ばしている意見かもしれませんけれども、外国人を管理するときに二種類の方法を設けるということとは在留・在日外国人に対する不平等ということにもなるように思ひますので、できるだけそれを平等に近づけるという意味、それから基本的人権という問題を踏まえまして、もし手段として同じような効果というものが仮にあるならば、これはやはり指紋捺捺をなくするべきじゃないか、全廃するべきじゃないかというふうな私は考えるわけです。

そこで、基本的人権の立場から、それから国際的な状況からしても、これから五年以内に見直しということになりますときに、先ほど私が申し上げた、これは五年間手をつけないというんではなくて段階的な問題も配慮をお願いできないかというところ、それから人権への配慮というのを何よりも第一として考えて次なるステップを踏んでいただきたい、こう考えるわけです。

○国務大臣(田原隆吉君) 午前中の質疑におきましてどなたから指紋捺捺の背景について御質問がありました、それについて政府委員からお答えしました、昭和二十七年だつたと思ひますけれども、そのときから情勢が変わつてまいりましたけれども、外国人に対して公正な管理に資するため同一人性の確認ということについては何ら変わつてない。その手段として指紋が人権的に問題があると思ひますけれども、何か方法はないかということで考え出されてきたのがこの三点セットである。

こういうことになりましたが、何度も繰り返して恐縮ですが、指紋を一〇〇として考えた場合に、それ以外の方法は九九・一かもしれないし九九・五かもしれないが相当精度の高い同一人性の確認ができる方法でありますけれども、一〇〇ではないが、定着性のある方については家族事項等を含めた他の情報等十分それでいけるといふ判断のもとに行つたわけでありまして、定着性

のない方についてはしばらくまだ、しばらくと申しますか、指紋のままでないといが確保できないということでありますが、定着性とは何かというと、日本をよく理解しているとか友達が多いとか、相互の外国人同士との友達も多いが日本人にも友達が多いとか、いろんな情報があつて同一人性が素早く確認しやすいということから私は出ていると思うのです。そこで永住者、特別永住者と長期滞在者とう分けたわけでありますが、どこかで線を引かなければいかぬわけですが、そういう分け方になったわけであります。

それで、五年後のお話が出ましたが、この人が一巡して一回やるのに五年かかるわけですから、五年以内は勉強の段階であつて、私も人権というのは非常に大事であるということを感じますので、運用に当たって特に人権を尊重しながら、道義的、人道的によく考えながらやる、そして血の通つた、外国人の立場に立つた運用をするということも申し上げておりますが、そうやりながら、かつ法の適用によって得られる資料を蓄積していつて将来に備えたい、こう申し上げておるわけでごさいます、前向きに御答弁申し上げているわけであります。

○紀平徳子君 ありがとうございます。

○委員長(鶴岡洋君) 他に御発言もないようですから、質疑は終局したものと認めます。

これより討論に入ります。
御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。――別に御発言もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

外国人登録法の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(鶴岡洋君) 全会一致と認めます。よつて、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

北村哲男君から発言を求められておりますので、この際、これを許します。北村君。

○北村哲男君 私、ただいま可決されました外国人登録法の一部を改正する法律案に対し、自由民主党、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議、日本共産党、連合参議院の各会派及び各派に属しない議員紀平徳子君の共同提案に係る附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

外国人登録法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、次の諸点について格段の努力をすべきである。

一 本邦在留の外国人に対する行政の在り方にかかわる内外の諸情勢の推移を踏まえ、外国人登録制度の目的を明確にするとともに、外国人の人権を尊重して諸制度の在り方について検討し、その結果に基づいて、この法律の施行後五年を経た後の速やかな時期までに適切な措置を講ずること。

二 外国人登録法に定める罰則について、他の法律との均衡並びにこの法律における罰則間の均衡などを検討し、その結果に基づいて、適切な措置を講ずること。

三 指紋押なつ拒否者その他の外国人登録法違反者に対しては、その実情を踏まえ、人道的立場に立つた対応を行うこと。

四 外国人登録証明書の常時携帯・提示義務等に関する規定の運用に当たっては、外国人の日常生活に不当な制限を加えることのないよう配慮し、いやくも濫用にわたることのないように努めること。

五 永住者及び特別永住者の同一人性を確認する手段としての署名及び一定の家族事項の登録を実施するに当たっては、在留外国人の人権及び立場等に十分配慮した運用を行うこと。

特に、署名をしなければならぬ者が、疾病等本人の責めに帰すべからざる事由によつて、署名することが出来ない場合には、次回確認申請時期については人道的立場に立つて

適切な措置を講ずること。

六 法改正により指紋押なつを必要としなくなった者の指紋原紙については、これを速やかに廃棄すること。また、それらの者の外国人登録原票の指紋部分については、今回の法改正の趣旨を踏まえ、今後の措置を速やかに検討すること。

右決議する。

以上でございます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○委員長(鶴岡洋君) ただいま北村君から提出されました付帯決議案を議題とし、採決を行います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(鶴岡洋君) 全会一致と認めます。よつて、北村君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、田原法務大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。田原法務大臣。

○国務大臣(田原隆君) 外国人登録法の一部を改正する法律案につきましては、委員の皆様方に熱心に御審議いただき、ただいま可決されましたことを心から御礼申し上げます。

なお、ただいまの附帯決議につきましては、その趣旨を十分に尊重いたしましたして、今後とも努力を重ねていく所存でございます。

○委員長(鶴岡洋君) なお、審査報告書の作成につきましましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(鶴岡洋君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(鶴岡洋君) 民事訴訟費用等に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。田原法務大臣。

○国務大臣(田原隆君) 民事訴訟費用等に関する法律の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明いたします。

我が国の民事訴訟においては、近時の社会経済情勢を反映して、訴え提起の手数料の額を算出する基礎となる訴訟の目的の価額が高額な事件が増加し、これに伴って、一般国民がそのような高額事件にかかわる機会がふえてきておりますが、訴訟の目的の価額が高額になりまして、それに応じて訴え提起の手数料の額も高額となると、そこから、国民が裁判を受けようとする場合に過度の負担となることのないよう、早急に対策を講ずる必要があらます。

この法律案は、このような事情等にかんがみ、現行の民事訴訟費用制度を基本的には維持しつつ、民事裁判を国民にとってより利用しやすいものとするために、訴え提起の手数料のうち、訴訟の目的の価額が高額にわたる部分に対応する部分の引き下げを図るべく、その算出基準を改めるものであり、あわせて、訴え提起の手数料と同様の方法により申し立て手数料の額を算出することとされている借地非訟事件及び民事調停事件についても、同様の観点から同趣旨の改定を行うものであります。

以上がこの法律案の趣旨であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願いいたします。

○委員長(鶴岡洋君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後三時十五分散会

五月十五日日本委員会に左の案件が付託された。

一、夫婦別氏・別戸籍の選択を可能にする民法・戸籍法改正に関する請願(第一九六二号)

この請願の趣旨は、第一二九号と同じである。

第一九八四号 平成四年四月二十四日受理

治安維持法等の犠牲者への国家賠償のための法制
定に関する請願

請願者 栃木県宇都宮市宮内二ノ八〇四
ノ六六 佐藤雅子 外九百九十九
名

紹介議員 近藤 忠孝君

この請願の趣旨は、第一六七二号と同じである。

第一九八六号 平成四年四月二十四日受理

夫婦別氏・別戸籍の選択を可能にする民法・戸籍
法改正に関する請願

請願者 千葉県船橋市中山二ノ一五ノ五
高木真紀子 外一名

紹介議員 立木 洋君

この請願の趣旨は、第一二九号と同じである。

第一九八九号 平成四年四月二十四日受理

治安維持法等の犠牲者への国家賠償のための法制
定に関する請願

請願者 岡山県久米郡棚原町飯岡一、二二
七ノ一 山本富夫 外二千九百九
十九名

紹介議員 立木 洋君

この請願の趣旨は、第一六七二号と同じである。

第一九九一号 平成四年四月二十四日受理

外国人登録法の改正と歴史的経緯のあるすべての
在日外国人の無条件の永住権保障に関する請願
(二通)

請願者 大阪府岸和田市稲葉町一五五ノ一
酒井昭一 外六千六百九十二名

紹介議員 深田 肇君

今日、国際社会の中で求められているのは、戦争
責任の深い反省に立って、歴史的経緯のある、在
日韓国・朝鮮人、中国人の永住権を保障し、共に

生きる社会を目指すことである。私たちは、外国
人登録法の抜本改正と歴史的経緯のあるすべての
在日外国人の無条件の永住権を求める。ついて
は、次の事項について実現を図りたい。

一、外国人の治安管理を目的とする外国人登録法
の改正を行うこと。

二、指紋押なつ制度を完全に撤廃し、代替手段で
ある写真、署名、家族事項の登録を導入しない
こと。

三、外国人登録証の常時携帯制度を廃止するこ
と。

四、過重な罰則規定など、一切の治安管理条例を
撤廃すること。

五、現在、地方自治体が機関委任事務として行っ
ている業務を、当事者にとって第二の警察とも
言える入管で行わないこと。

六、すべての歴史的経緯のある在日韓国・朝鮮
人、中国人の無条件の永住を保障すること。

第一九九四号 平成四年四月二十四日受理

外国人登録法の改正と歴史的経緯のあるすべての
在日外国人の無条件の永住権保障に関する請願

請願者 奈良県生駒郡平群町若菜台一ノ一
〇ノ七 吉田武司 外二千四百二
十四名

紹介議員 北村 哲男君

この請願の趣旨は、第一九九一号と同じである。

第一九九五号 平成四年四月二十四日受理

外国人登録法の改正と歴史的経緯のあるすべての
在日外国人の無条件の永住権保障に関する請願

請願者 大阪府堺市三原台二丁ノ七ノ三ノ
Bノ一、〇一六 田中裕英 外千
七百九十六名

紹介議員 糸久八重子君

この請願の趣旨は、第一九九一号と同じである。

第一九九九号 平成四年四月二十四日受理

夫婦同氏別氏の選択を可能にする民法等の改正に
関する請願(二通)

請願者 札幌市白石区東札幌二条五ノ三ノ
二四 藤井かをり 外二名

紹介議員 木庭健太郎君

この請願の趣旨は、第一一三三号と同じである。

第二〇〇四号 平成四年四月二十四日受理

法務局、更正保護官署、入国管理官署の大幅増員
に関する請願

請願者 岩手県盛岡市下太田谷地一二 宮
野宗子 外二千九百九十九名

紹介議員 八百板 正君

この請願の趣旨は、第一三九六号と同じである。

第二〇〇五号 平成四年四月二十四日受理

外国人登録法の改正と歴史的経緯のあるすべての
在日外国人の無条件の永住権保障に関する請願

請願者 大阪府西淀川区大和田六ノ二ノ六
西野弘美 外二千百十八名

紹介議員 八百板 正君

この請願の趣旨は、第一九九一号と同じである。

第二〇一二号 平成四年四月二十四日受理

夫婦同氏別氏の選択を可能にする民法等の改正に
関する請願

請願者 京都市西京区桂町六六ノ一 高
木嘉子 外二名

紹介議員 西田 吉宏君

この請願の趣旨は、第一一三三号と同じである。

第二〇一六号 平成四年四月二十四日受理

夫婦別氏・別戸籍の選択を可能にする民法・戸籍
法の改正に関する請願(二通)

請願者 千葉県船橋市金杉三ノ一八ノ一〇
竹山容子・外二名

紹介議員 原 文兵衛君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第二〇一八号 平成四年四月二十四日受理

夫婦別氏・別戸籍の選択を可能にする民法・戸籍
法の改正に関する請願

請願者 千葉県佐倉市上座四〇〇ノ一九二
矢嶋小百合 外二名

紹介議員 大島 友治君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第二〇二〇号 平成四年四月二十四日受理

指紋押なつ制度と常時携帯制度の廃止に関する請
願

請願者 熊本県水俣市袋八ノ二三ノ三 林
田緑 外六百三十三名

紹介議員 諫山 博君

国籍と在留資格によって、在日外国人に対する指
紋制度を一部存続せよとする日本政府の差別
的姿勢は、断じて許すことができない。既に政府
は、在日外国人に指紋を求める正当な論拠を全く
失っている。「同一人性の確認のために」と言っ
て強要してきたものを、「外国人の犯罪の防止の
ために」と言って存続させるなど言語道断であ
り、国際的な人権意識の高まりに真向から敵対
するものである。二十一世紀を目前にした今日こ
そ、在日外国人に対する不信や対立をあおるの
ではなく、差別と不平等ではなく合理と公正の実現
のために、日本政府は格段の努力をすべきであ
る。戦後長らく在日外国人を管理し、抑圧し続け
てきた諸制度を、今こそ廃止すべきである。つい
ては、次の事項について実現を図りたい。

一、国籍と在留資格によって差別することなく、
すべての在日外国人に対する指紋押なつ制度を
全廃すること。

二、外国人登録証明書の常時携帯制度を、「法の
弾力的運用」などではなく、きっぱりと制度そ
のものを廃止すること。

第二〇二二号 平成四年四月二十四日受理

指紋押なつ制度と常時携帯制度の廃止に関する請

に關する請願

請願者 千葉県茂原市小林二、三九九 富田昭夫 外二千九百九十九名

紹介議員 八百板 正君

この請願の趣旨は、第一三九六号と同じである。

第二〇五一号 平成四年四月二十七日受理

外国人登録法の改正と歴史的経緯のあるすべての在日外国人の永住権保障に關する請願

請願者 大阪府南河内郡三原町黒山二一五 小池進治 外二千五百九十三名

紹介議員 八百板 正君

この請願の趣旨は、第一九九一号と同じである。

第二〇五二号 平成四年四月二十七日受理

非嫡出子差別を撤廃する民法等改正に關する請願

請願者 兵庫県芦屋市松浜町八ノ一八ノ一 一七 中田真理子 外二十六名

紹介議員 西野 康雄君

この請願の趣旨は、第二三三三号と同じである。

第二〇五三三号 平成四年四月二十七日受理

夫婦別氏・別戸籍の選択を可能にする民法・戸籍法の改正に關する請願

請願者 川崎市幸区南加瀬二ノ一六ノ二三 清水加代子

紹介議員 西野 康雄君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第二〇五六号 平成四年四月二十七日受理

治安維持法等の犠牲者への国家賠償のための法制に關する請願

請願者 佐賀県鳥栖市布津原町六二ノ七〇 井上庄次 外二千九百九十九名

紹介議員 諫山 博君

この請願の趣旨は、第一六七二号と同じである。

第二〇七二二号 平成四年四月二十八日受理

法務局、更生保護官署、入国管理官署の大幅増員

に關する請願(五十通)

請願者 仙台市青葉区東勝山一ノ一四ノ一 四 明石嘉夫 外二百三十二名

紹介議員 紀平 梯子君

この請願の趣旨は、第一三九六号と同じである。

第二〇七三三号 平成四年四月二十八日受理

治安維持法等の犠牲者への国家賠償のための法制に關する請願

請願者 東京都東久留米市ひばり丘団地一ノ一〇七 沼田純子 外二百九十九名

紹介議員 紀平 梯子君

この請願の趣旨は、第一六七二号と同じである。

第二〇七五五号 平成四年四月二十八日受理

指紋押なつ制度と常時携帯制度の廃止に關する請願

請願者 東京都北区滝野川五ノ五四ノ一二 割田研司 外三百名

紹介議員 北村 哲男君

この請願の趣旨は、第二〇二〇号と同じである。

第二〇七九号 平成四年四月二十八日受理

夫婦同氏別氏の選択を可能にする民法等の改正に關する請願

請願者 札幌市北区北十八条西一三丁目恵 迫家 中村国生 外四名

紹介議員 高崎 裕子君

この請願の趣旨は、第一一三三三号と同じである。

第二〇八二二号 平成四年四月二十八日受理

治安維持法等の犠牲者への国家賠償のための法制に關する請願

請願者 福島県河沼郡会津坂下町字松ノ目 一、五九一ノ二 佐藤澄子 外二千九百九十九名

紹介議員 高崎 裕子君

この請願の趣旨は、第一六七二号と同じである。

第二二五八号 平成四年四月三十日受理

法務局、更生保護官署、入国管理官署の大幅増員に關する請願(五十通)

この請願の趣旨は、第一六七二号と同じである。

第二〇八四号 平成四年四月二十八日受理

非嫡出子差別を撤廃する民法等改正に關する請願

請願者 京都市右京区西院平町二六 吉見 素子 外四十九名

紹介議員 西川 潔君

この請願の趣旨は、第二三三三号と同じである。

第二二五八号 平成四年四月三十日受理

法務局、更生保護官署、入国管理官署の大幅増員に關する請願(五十通)

請願者 宮城県角田市角田字館下二二 高橋東馬 外二百三十四名

紹介議員 紀平 梯子君

この請願の趣旨は、第一三九六号と同じである。

第二二五九号 平成四年四月三十日受理

治安維持法等の犠牲者への国家賠償のための法制に關する請願

請願者 東京都豊島区池袋本町一ノ三ノ一 〇 生沢清太 外二百九十八名

紹介議員 紀平 梯子君

この請願の趣旨は、第一六七二号と同じである。

第二二六三三号 平成四年四月三十日受理

夫婦別氏・別戸籍の選択を可能にする民法・戸籍法の改正に關する請願

請願者 東京都足立区大谷田五ノ二七ノ一 六 太田淑子 外一名

紹介議員 小笠原貞子君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第二二六九号 平成四年四月三十日受理

治安維持法等の犠牲者への国家賠償のための法制に關する請願

この請願の趣旨は、第一六七二号と同じである。

第二二八三三号 平成四年五月一日受理

法務局、更生保護官署、入国管理官署の大幅増員に關する請願(百通)

請願者 静岡県浜松市中沢町六〇ノ一一 清水幸治 外四百七十九名

紹介議員 紀平 梯子君

この請願の趣旨は、第一三九六号と同じである。

第二二八四号 平成四年五月一日受理

治安維持法等の犠牲者への国家賠償のための法制に關する請願

請願者 川崎市麻生区金程一ノ三五ノ一六 今野緑 外二百九十九名

紹介議員 紀平 梯子君

この請願の趣旨は、第一六七二号と同じである。

第二二八五号 平成四年五月一日受理

非嫡出子差別を撤廃する民法等改正に關する請願

請願者 大阪府堺市大塚町二丁一一 磯野智佳子 外九名

紹介議員 宇都宮徳馬君

この請願の趣旨は、第二三三三号と同じである。

第二二八六号 平成四年五月一日受理

治安維持法等の犠牲者への国家賠償のための法制に關する請願

請願者 東京都世田谷区喜多見八ノ一四ノ九 九 佐藤常子 外九百九十九名

紹介議員 宇都宮徳馬君

この請願の趣旨は、第一六七二号と同じである。

第二二九一号 平成四年五月一日受理

外国人登録法の改正と歴史的経緯のあるすべての在日外国人の永住権保障に關する請願

請願者 大阪府西淀川区姫島一ノ一四ノ一 九 上田光昭 外二千三百三十四名

名

紹介議員 千葉 景子君

この請願の趣旨は、第一九九一号と同じである。

第二一九二号 平成四年五月一日受理

非嫡出子差別を撤廃する民法等の改正に関する請願

請願者 東京都小金井市東町四ノ四五ノ三

紹介議員 中川 弥寿子 外五名

千葉 景子君

我が国の民法では、法律婚をしている男女の間に生まれた子を嫡出子、そうでない子を非嫡出子とし、その法定相続分を二対一と差別して規定している。そしてこの差別を根拠に、戸籍や住民票の統制欄で明らかに非嫡出子と分かる記載がなされている。そのため、いまだに就職差別や婚姻差別が後を絶たない。近々日本も批准する予定の「子どもの権利条約」では出生差別を厳しく禁止し、子供の人権を尊重することを各国に義務付けている。ついでには、名実共に先進国としての責任を果たすため、一日も早く国内法の整備をし、批准するよう、次の事項について実現を図られたい。

一、民法第九百条第四号ただし書を改正して、嫡出子・非嫡出子の法定相続分を同等とするのと。

二、戸籍及び住民票の統制欄において嫡出子・非嫡出子の記載方法を同一にすること。

第二二〇二号 平成四年五月六日受理

法務局、更生保護官署、入国管理官署の大幅増員に関する請願(百通)

請願者 北海道中川郡池田町字旭町五ノ一

三ノ一三 上井公憲 外四百八十八名

紹介議員 紀平 梯子君

この請願の趣旨は、第一三九六号と同じである。

第二二〇三号 平成四年五月六日受理

第三部 法務委員会会議録第十号 平成四年五月十九日【参議院】

治安維持法等の犠牲者への国家賠償のための法制定に関する請願

請願者 大阪府寝屋川市上神田二ノ三ノ一

九 高橋正善 外二百九十九名

紹介議員 紀平 梯子君

この請願の趣旨は、第一六七二号と同じである。

第二二一〇号 平成四年五月六日受理

非嫡出子差別を撤廃する民法等改正に関する請願

請願者 大阪府東大阪市永和三ノ五ノ一九

前田正道 外九名

紹介議員 坂 正敏君

この請願の趣旨は、第二二三三号と同じである。

第二二一五号 平成四年五月六日受理

非嫡出子差別を撤廃する民法等改正に関する請願

請願者 大阪府八尾市山本町南三ノ七ノ三

二 奥村貴夫 外六名

紹介議員 久保田真苗君

この請願の趣旨は、第二二三三号と同じである。

第二二三三号 平成四年五月六日受理

外国人登録法の改正案成立反対に関する請願

請願者 東京都江戸川区篠崎町七ノ三ノ九

伊部篤 外百名

紹介議員 田 英夫君

本年二月七日、政府は「外国人登録法の一部を改正する法律案」を国会に提出した。この法案では、「指紋に代わる同一人性の確認の方法」として、写真・署名・家族事項の登録を導入するとしている。しかし、「指紋原紙」に代わる「署名原紙」への署名については、拒否した場合「一年以下の懲役、又は二十万円以下の罰金」という「不署名罪」が新設され、切替え期間の短縮などの制裁が行われると明記されている。この署名はこれまでの指紋の強制と同様に、在日朝鮮人・中国人、在日外国人の人間的な尊厳を奪うもので、何ら改善されたものではない。しかも、指紋押なつ制度は全廃され

るのではなく、三十二万人の人々にはこれまでどおり強制される。また、外国人登録証の常時携帯制度や重罰・刑事罰制度も存続される。この改悪は、戦前の植民地支配や侵略の結果、日本に住むことを余儀なくされた在日朝鮮人・中国人、また、新たに渡航してきている外国人労働者の人権を著しく踏みにじり、これまで以上の治安管理を行って、差別と抑圧を強化するものである。以上の理由から、「外国人登録法」の改正案成立に反対する。ついでには、次の事項について実現を図られたい。

一、写真・署名・家族事項の登録などの新規導入と刑事罰による強制を行わないこと。
二、指紋押なつ制度を存続しないこと。
三、常時携帯制度、重罰制度を存続しないこと。

第二二五〇号 平成四年五月六日受理

治安維持法等の犠牲者への国家賠償のための法制定に関する請願

請願者 大阪府茨木市東太田二ノ五ノ六

大山昇 外九百九十九名

紹介議員 市川 正一君

この請願の趣旨は、第一六七二号と同じである。

第二二五五号 平成四年五月七日受理

法務局、更生保護官署、入国管理官署の大幅増員に関する請願(百通)

請願者 三重県名賀郡青山町妙楽地八二九

岡島千恵子 外四百八十一名

紹介議員 紀平 梯子君

この請願の趣旨は、第一三九六号と同じである。

第二二五六号 平成四年五月七日受理

治安維持法等の犠牲者への国家賠償のための法制定に関する請願

請願者 東京都墨田区立花三ノ一八ノ一

紺野禎子 外二百九十九名

紹介議員 紀平 梯子君

この請願の趣旨は、第一六七二号と同じである。

第二二七〇号 平成四年五月七日受理

非嫡出子差別を撤廃する民法等改正に関する請願

請願者 大阪府八尾市高砂町一ノ八 高木

孝 外六十九名

紹介議員 千葉 景子君

この請願の趣旨は、第二二三三号と同じである。

第二二七一号 平成四年五月七日受理

外国人登録法の改正と歴史的経緯のあるすべての在日外国人の無条件の永住権保障に関する請願

請願者 大阪府大正区泉尾一ノ二五ノ五

岩城孝雄 外四百六十九名

紹介議員 千葉 景子君

この請願の趣旨は、第一九九一号と同じである。

第二二七二号 平成四年五月七日受理

外国人登録法の改正案成立反対に関する請願

請願者 千葉県柏市中原一ノ二六ノ一二

前田幸子 外九十九名

紹介議員 北村 哲男君

この請願の趣旨は、第二二三三号と同じである。

第二二七四号 平成四年五月七日受理

非嫡出子差別を撤廃する民法等改正に関する請願

請願者 大阪府東大阪市友井四ノ五ノ一六

木田和伸 外六名

紹介議員 久保田真苗君

この請願の趣旨は、第二二三三号と同じである。

平成四年六月一日印刷

平成四年六月二日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局